

新たな生活困窮者自立支援制度 に関する質疑応答集

平成26年5月20日

(※ 本質疑応答集は、平成26年3月13日付で提供した質疑応答集を、その後の検討の進捗により見直し、又はその後いただいた質問を加える(問11、14、20、25、28、29、33~41、46、47、49、51~56、58、60、61、66、67、75~78、82、86、91、93~95、97、98、102~104、118~122、124、125、127~133、139、141、142、146、148、149、152、153、156、157、180、187~191)などにより、充実させたものである。)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

目 次

【制度全般】	1
【国庫負担・補助】	14
【自立相談支援事業】	17
【住居確保給付金】	39
【就労準備支援事業】	42
【一時生活支援事業】	48
【家計相談支援事業】	52
【学習支援に関する事業】	56
【就労訓練事業の認定等】	60
【生活困窮者自立促進支援モデル事業等】	66

※ 本質疑応答集においては下記の略語を用いる。

「法」「新法」……生活困窮者自立支援法

「新制度」……法施行により創設される新たな生活困窮者自立支援制度

「モデル事業」……生活困窮者自立促進支援モデル事業

「本人」……新制度の対象者

「プラン」……相談支援員が策定する利用者の自立支援計画

「相談支援員等」…自立相談支援事業の従事者（主任相談支援員、相談支援員、
就労支援員）

【制度全般】

問1 生活困窮者については、法上「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされているが、その具体的な範囲如何。自治体間で取扱いに差が生じないよう明確に示すべき。

(答)

- 法の対象となる「生活困窮者」とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(法第2条第1項)である。
 - ※ ただし、モデル事業においては、生活保護受給者も含めて対応することとしている。
- その上で、住居確保給付金、就労準備支援事業、一時生活支援事業については、具体的な資産・収入要件を定めることとしているが、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、資産・収入に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要である。
 - ※ また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮することが重要である。
- 法の目的は、生活困窮者の自立の促進を図ることにある。このため、必要な方にその状態に応じた就労支援を行うなど、包括的な支援により支援効果を最大限高めていくことが必要である。一方同時に、支援は生活困窮者の状態に応じて個別に検討するとともに、制度のめざす自立には、経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立も含まれることに留意することが必要である。
 - また、生活困窮者が自立するためには、働く場などを拡大していくことも必要であり、また例えば地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、新制度では、困窮者支援を通じた地域づくりも目標の一つであり、孤立状態の解消などにも配慮することが重要である。
- このように、自立相談支援事業においては、生活困窮者を幅広く受け止め、包括的な支援を行うが、一方で、自立相談支援機関において対応可能な範囲を超えないようにすることが必要である。
 - この点、生活困窮者への支援は、当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要であり、相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援することが重要である。また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。
- なお、対象者の考え方については、以上のとおりであるが、生活困窮者からの相談を排除することなく対応することを前提に、とりわけ制度の立ち上げ当初においては、地域の実情に応じ、より重点的に対応する者を設定することは可能である。

- いずれにしても、対象者の具体像については、モデル事業の実施状況等も踏まえ、引き続きできる限りお示ししていきたいと考えている。

問2 経済的困窮の判断は、個人単位か世帯単位か。

(答)

- 対象者については問1参照。
- なお、住居確保給付金、一時生活支援事業、就労準備支援事業については、一定の資産・収入要件を課すこととしており、その際の判断は基本的には世帯単位とすることを考えているが、引き続き検討していきたい。

問3 支援の申請をした者に対する資産・収入の調査はどの程度まで必要か。調査が必要な場合、調査権限はあるのか。

(答)

- 自立相談支援事業は、相談支援という事業の性質も踏まえ、資産・収入等の要件は課さない。就労準備支援事業等は一定の資産・収入の要件を課すこととしているが、具体的にはモデル事業の実施状況も踏まえながら検討しているところである。
- また、就労準備支援事業等、一定の資産・収入の要件を課すこととしている事業については、法第16条の規定により、事業の実施に必要があると認めるときは、生活困窮者本人やその配偶者等の資産や収入について、官公署や銀行等に資料の提供や報告を求めることができることとしている。
※ モデル事業期間中においては、住宅支援給付を除き特定の要件を設けておらず、また、法令に基づく調査権限のようなものはない。

問4 新法における支援対象者が生活保護受給に至った場合などについて、生活保護法に基づく被保護者就労支援事業等との関係をどのように整理するのか。また、新法の事業と生活保護法の事業は、可能な限り一体的に運用すべきと考えるが如何。

(答)

- 生活保護法は、現に保護を受けている者（法第6条第1項）、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者（法第6条第2項）が対象。
- 法は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（法第2条第1項）が対象（要保護者以外の生活困窮者）。
 - ※ ただし、子どもの学習支援事業については、生活保護受給家庭の子どもも、将来最低限度の生活を維持できなくなるおそれがあることから、新法の対象。
 - ※ モデル事業においては、生活保護受給者を含め本モデル事業において支援を行うことが可能。
- このため、新法における支援対象者が生活保護受給に至った場合は、例えば、生活保護法に基づく被保護者就労支援事業を利用していただくことになる。
- なお、新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業が連携して、一体的な支援を行うことが重要と考えており、その具体的な運用方法については今後、通知等で示していきたい。

問5 生活困窮者は、住所不定、入院中、住民票が他の市等であるなど、居住地についても様々な状態にあることが考えられるが、生活保護制度のように詳細な実施責任を定められることとなるのか。

(答)

- 新法には、生活保護法第19条のような規定は設けていない。
 - ただし、基本的には、福祉事務所設置自治体管内に居住地を有する者について対応し、居住地がない者などについては現在地において対応することになると考えている。

問6 支援を実施するに当たっては、福祉事務所を設置しない町村との連携も重要だと考えるが、新制度における町村の役割如何。また、その根拠規定はあるか。

(答)

- 福祉事務所を設置していない町村においても、住民に最も身近な行政窓口として、生活困窮者の把握を行うとともに、一次窓口として相談に応じ、自立相談支援事業に適切につないでいただきたいと考えている。
また、町村においても様々な施策が行われていることから、自立相談支援機関と連携し、生活困窮者に包括的な支援が提供されるよう、検討いただくことが重要であると考えている。
- 住民に身近な行政は、できる限りより住民に身近な地方公共団体である市町村が処理することが望ましいと考えており、国としては、「生活困窮者自立支援法の施行に係る町村への協力依頼について」(平成26年3月27日付け社援発0327第14号厚生労働省社会・援護局長通知)を発出し、町村に協力を依頼したところである。

問7 新法では生活保護法第19条第4項や身体障害者福祉法第9条第9項のような委任規定を持たないが、地方自治法第153条の規定による委任が可能かどうか。

(答)

- 可能と考えている。

問8 町村部における支援ニーズを考慮すれば、個々に事業を実施するよりも、広域的な支援体制を構築した方が、より効率的・効果的な事業運営が可能になると考えるが、都道府県が医療圏域単位で中核となる市にのみ相談支援員を配置し、他の市町村とは連絡員によって必要に応じて連携を図る体制を構築することは可能か。

(答)

- 生活困窮者の実情を踏まえ、複数の自治体が連携して広域的に自立相談支援事業を実施することは可能である。

問9 小規模な町村では相談件数が多くないことも想定されるため、都道府県から町村に自立相談支援事業等を委託し、町村職員が業務を行う方が効率的な場合もあると考えられるが、この場合に正規職員以外の人件費等を支弁することは可能か。

(答)

- 地方自治法第252条の17の2の規定に基づき都道府県が条例を定めることにより市町村が事務を処理することとすることが考えられるが、その場合、正規職員以外の人件費等を支弁することは可能である。

問10 町村が単独で、または、複数の町村が共同体として実施主体になることは可能か。可能である場合、福祉事務所を設置していない町村は法に基づく事業の実施権限を有していないため、地方自治法に基づく事務処理の特例条例を定め、都道府県の権限を委譲するなどの手続が必要となるのか。

(答)

- 町村単独よりも、中核となる市と町村が共同して実施することや、複数の町村が共同して実施することが通常想定されるが、いずれにしても、地方自治法に基づき事務処理の特例条例を定め、都道府県の権限を委譲するなどの手続が必要となると考えている。

問11 都道府県が実施する任意事業については、市町村域分も実施可能と理解しているが、ある市町村が同一事業を実施した場合、都道府県は、その市町村域分も含めて実施可能か。

(答)

- 任意事業については、都道府県が管内の市町村域分を実施することが可能である。
なお、都道府県と市町村が同一地域を対象に同一事業を行うことは想定していないため、そのような場合には実施地域等について調整が必要になると考えられる。

問 12 新法対応のために福祉部（福祉事務所）に新たな課を設置する予定。その際の留意事項はあるか。

（答）

- 団体の組織に関する問題であり、その置かれた状況により、また他の事例を参照するなどにより、検討されたい。当省として重要と考えている点は、以下のとおり。
 - ・ 新制度には、福祉担当部局だけでなく、雇用、教育、住宅、産業など様々な分野が関係するものであり、また、地域づくり、まちづくりの視点からも総合的に取り組むことが必要である。
 - ・ そのため、福祉部内はもとより、庁内の他部局とも横断的な連携を図ることができる体制を構築することが求められる。
 - ・ さらに、自立相談支援事業を行う事業所を中心とした庁外の関係機関のネットワーク構築も必要であり、当該事業所と協働し、既存の地域の社会資源ネットワークの活用、充実を推進することが求められる。

問 13 第2のセーフティネットと福祉事務所の関係についてどのように考えているか。新制度による窓口等を福祉事務所内に設置することについて問題はないか。

（答）

- 新制度による窓口は、自治体の実情に応じて既存の窓口の強化などを含め、柔軟に対応できることとしており、福祉事務所内に設置することも可能である。
- この場合も、いわゆる第2のセーフティネットの一翼を担う新制度は、生活保護に至る前の段階の方に対して相談支援を行い、生活困窮者の自立の促進を図るものであることから、新制度の相談に来られた方で生活保護制度の利用が適当と認められる者については、適切に保護の担当につなぐことが必要である。また、生活保護の相談に来られた方で、生活保護に至る前の段階の方は新制度の窓口につなぐことも想定される。
- なお、本人が生活保護の申請を希望しているにも関わらず、まず本制度に基づく支援を受けるようにするなど、生活保護の申請権を侵害していると疑われるような行為とならないよう、適切な対応が必要である。

問 14 新制度の窓口と生活保護の面接相談窓口を一体的に運用する場合において、面接相談の過程で利用者が生活保護の申請意思を示された際、改めて別の窓口を案内することは、利用者に手続きの負担を無用に強いることになりかねないため、その窓口において生活保護の申請を受けることが望ましいと考えるが、可能か。

(答)

- 御指摘のケースにおいては、生活保護の申請意思を示された時点で、生活保護のケースワークも相談に入るなどの対応が考えられる。

問 15 生活保護の窓口と併設した場合、特に初期の相談においては明確に対象者を区分できない場合が多いと想定されるが、職員の人件費等の区分はどのように考えればよいか。

(答)

- 新法に基づく各種支援は、生活保護から脱却した方が利用することも想定されることから、生活保護法に基づく各種支援との十分な連携の下、実施できるようにすることが必要である。
- 今後、新制度と生活保護制度を一体的に実施することができるよう、運用の詳細を検討していくが、その上で、御指摘のような場合については、現時点においては、例えば、勤務時間数を分けるなどにより対応する必要があると考えている。

問 16 生活保護法上の他法他施策の活用、能力活用の要件との兼ね合いは生じるか。

(答)

- 法に規定する各事業を利用することが、生活保護を受給するための要件となる訳ではない。新法ができて、保護が必要な人には確実に保護を実施するという生活保護制度の基本的な考え方を変更するものではない点に御留意願いたい。

問 17 直営で各事業を実施する場合、自治体の正規雇用職員に係る人件費は国庫負担（補助）の対象とはならないが、生活保護のケースワーカーの人件費のように、交付税措置の対象となるのか。または国庫負担（補助）の対象となる経費の自治体負担（1/4など）に対してのみ交付税措置されるのか。

（答）

- 直営の場合に、各事業を担当する職員の人件費として、正規雇用職員の人件費は国庫負担・補助対象とはならないが、非正規雇用職員の人件費についてはその対象となる。
- 交付税措置については、制度施行に向け、各自治体が円滑に事業を実施できるようその在り方について検討していくが、国庫負担・補助の対象となる経費の自治体負担分と、これとは別に、事務に要する費用に関して算定されるものがあると考えている。
- いずれにせよ、関係省庁と調整し、平成 27 年度予算編成過程において検討していきたい。

問 18 生活保護受給者、ホームレス、障害者、若年無業者、ひとり親家庭等に対する既存の施策との棲み分けや適用の優先順位をお示しいただきたい。

（答）

- 法の対象者の考え方については、問 1 参照。
新制度は、既存の制度では十分に対応できない生活困窮者に対し包括的な相談支援を行うものであり、他の個別施策における対応が相応しいと考えられる場合は、自立相談支援事業において必要な調整を行い、他の個別施策に適切につなぐことになる（その際、「相談のたらい回し」という状況にならないよう留意が必要である。）。
- なお、新制度は、生活保護に至る前の段階で早期の就労・相談支援を行うことにより自立を可能とするものであり、生活保護受給者は対象とならない。

問 19 地域若者サポートステーション事業と新制度との関係はどのようになっているのか。

(答)

- 地域若者サポートステーション事業は、15歳から39歳までの、就労意欲を一定程度持ちつつも一人で求職活動を行えないニート等若年無業者を対象に、キャリアコンサルタントなどがその職業的自立を支援している。
- これに対し、新制度は、経済的に困窮し、生活保護基準を下回るおそれのあるものを対象として、生活面を含めた支援を行うものである。このため、ニート等のうち現時点で困窮していない世帯に属する若者は支援の対象には含まれない。
- 困窮している若者の場合、新制度においては、複合的な課題を抱え、生活面での支援も行いながら困窮状態からの脱却をめざす者が対象となり、就労意欲の比較的高いニートなどについては、就労に向けた支援を専門とするサポステが支援することになる。
- このように、困窮している若者については、新制度において支援をすることとなるが、例えば、ある福祉事務所設置自治体において、就労準備支援事業が行われていない場合などは、一人の若者について、生活面や複合的な課題は新制度で支援し、就労支援についてはサポステで行うといったことが考えられる。
- いずれにしても、若者支援に当たっては、両事業の就労や生活面の支援に関するノウハウや関係機関などお互いを補完、連携して支援を行うことが重要である。

問 20 生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業の対象者について、「相談事業の性格上、資産・収入に関する具体的な要件を設けるのではなく、できる限り幅広く対応することが必要」としながらも、若者に関しては、若者サポートステーション事業との関係の中で、「現時点では困窮していない世帯に属する若者は支援の対象には含まれない」としているが、困窮状態の具体的な把握方法についての考え方をお示しいただきたい。

(答)

- 問 1 においても示しているとおり、自立相談支援事業においては、相談事業としての性格上、資産・収入に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な問題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要である。
- 一方で、例えば就労準備支援事業については、住居確保給付金、一時生活支援事業と同様に、法律上、具体的な資産・収入要件を定めることとされており、法の施行後は、自立相談支援事業のアセスメントにおいて要件に該当するかどうかを確認の上、就労準備支援事業を利用していただくことになる。
- また、新制度と地域若者サポートステーションとの趣旨等の違いについては、問 19 のとおりである。
- これらを勘案し、自立相談支援事業において適切に判断を行い、必要な方については、地域若者サポートステーション事業など他の社会資源につなぐことが必要である。
- なお、各事業の具体的な資産・収入の確認方法については、法の施行までに別途お示しする。

問 21 新法の事業と、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」や「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」の事業との整理統合についての検討状況如何。

(答)

- 新法における生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業については、生活保護受給世帯の子どもを含め対象にすることとしていることから、子どもの健全育成支援事業については、新法に基づく事業に整理統合していくこととなる。
- そのほかの既存の各種事業については、新法に基づく事業に整理統合するもの、生活保護法に基づく事業として存続するもの、セーフティネット補助金として存続するもの等に振り分けを行うこととなるが、具体的には、平成 27 年度予算編成過程において結論を得ることとしている。

問 22 新法の各事業は第二種社会福祉事業に位置づけられるか。また、その場合は、届出や指導監督についてどのような取扱になるか。

(答)

- 法に規定される事業のうち、法第 10 条の規定に基づき認定された認定生活困窮者就労訓練事業のみ第二種社会福祉事業に位置づけられる。
- したがって、社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業を行う場合は、社会福祉法の規定に基づき届出を行う必要があり、また、都道府県知事による調査等の対象となる。

問 23 委託の仕様書等のひな形を作成する予定はあるか。

(答)

- 基本的には国においてあるべき様式を示すものではないと考えるが、「最新情報 No. 19」(平成 26 年 3 月 27 日付け)において、仕様書等の事例をお示したところである。

問 24 各事業の委託先については、法人格を有することが要件とされているが、株式会社や一般社団法人等も含まれるか。また、複数の関係機関で構成する法人格を有しない協議会に対し、法に定める各事業を委託することは可能か。

(答)

- 法に基づく各事業の委託先については、事業を安定的に実施することを担保する等の観点から受託者が法人格を有することを要件とすることを検討しており、その中には株式会社や一般社団法人等も含まれるものである。
- また、法人格を有しない協議会等の取り扱いについては、今後検討していきたい。

問 25 法人格を有しない協議会等の取扱いについて今後検討していくとの内容であるが、いつ頃示されるのか。

(答)

- 法人格などの委託先の要件については、省令等を作成する中で検討しているとおりであり、夏頃案をお示ししたい。

問 26 法に定める各事業について、複数の自治体から、一つの法人に委託することは可能か。

(答)

- 広域で自立相談支援事業等を実施するに当たり、複数の自治体からひとつの法人に委託することもあり得ると考えており、委託先において適切に対応できるのであれば、可能である。その際は、都道府県を含めた関係自治体とよく調整し、事業の委託について検討していただきたい。

問 27 就労準備支援事業や就労訓練事業利用期間中の生活費はどのように確保するのか。

(答)

- 生活保護の手前の段階にある生活困窮者が両事業を利用する場合については、一定の要件を満たす場合、住居確保給付金として、家賃相当額の給付を行うこととしている。
- また、その者の返済可能性等も勘案することが必要となるが、生活福祉資金貸付制度の利用につなげることとなる。
- 就労準備支援事業や就労訓練事業の利用を希望する場合であっても、保護が必要な方については、適切に生活保護につなぐことが基本であり、この場合、生活保護制度の下で各種就労支援を行うこととなる。
- このほか、各種減免制度の活用や多重債務の解消、制度外のものも含めたさまざまな取組による支援を検討していくことが重要である。

問 28 生活困窮者の就労の場を確保するため、障害者と同様に、企業に生活困窮者の雇用を義務付けるなど、もう一步踏み込んだ政策が必要ではないか。

(答)

- 生活に困窮していることを理由に企業に雇用を義務付けることはできないと考えられる。また、生活困窮者の状態は多様であり、一定の対象者を選別して雇用を義務付けることも困難と考えている。
- 一方、生活困窮者の抱える問題は様々であり、それぞれが目指す自立の在り方も異なるが、就労が可能な方については可能な限り就労による自立を目指していただくことが重要である。
- その意味で、生活困窮者の就労の場を確保することは極めて重要であり、国においては全国団体等を中心とした働きかけや全国的な枠組みの検討を行うとともに、各自治体におかれては、個別求人開拓や就労訓練事業者の開拓に努めていただきたいと考えている。

問 29 平成 27 年度から事業を開始する場合、契約準備や（契約後の）事業の実施準備等のため、年度当初より事業を開始できない場合が想定される。その場合、事業の開始時期は年度途中からとなっても差し支えないか。

(答)

- 自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給については、事業の実施が法律により義務付けられており、また、当該法的義務は法の施行（平成 27 年 4 月）より生じるものである。このため、平成 27 年 4 月 1 日から事業を開始することができるよう、必要な準備を行っていただきたい。

問 30 個人情報保護の観点から入手が困難な情報（特にライフラインに係る料金未納者や多重債務者等）について、関係機関に対し、どのようにして情報提供の協力を依頼すればよいか教示願いたい。

（答）

- 個人情報の利用、個人データの提供については、個人情報保護の観点から、基本的に本人の同意の下、行われる必要がある。
ただし、生命、身体、財産の危険があるときは、迅速に情報提供が行われるよう、ライフライン事業者等と協定の締結等をしていただきたい。

※ 「最新情報 No. 19」（平成 26 年 3 月 27 日付け）及び厚生労働省 HP 「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」参照

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002aac.html>

問 31 税務担当部署との情報共有については、どのように進めるべきか。

（答）

- 生活困窮者を早期に適切な支援につなげるためには、税務情報の活用は意義があるところである。
- 税務情報の活用については、総務省の通知（※）により、本人の同意を前提に情報共有を進める際の留意点が示されており、こうしたものを参考に、庁内での情報共有の仕組みを整備することを検討していただきたい。
※ 「生活困窮者対策等における税務情報の活用について」（平成 23 年 3 月 3 日付総務省地域力創造グループ地域政策課長、自治税務局市町村税課長連名通知）
※ 「最新情報 No. 19」（平成 26 年 3 月 27 日付け）参照。
- また、厚生労働省としても、他省庁とも連携し、更に様々な情報共有を後押しする方策について検討していきたい。

問 32 法に定める各事業における守秘義務の取扱如何。

（答）

- 法第 4 条第 3 項において自立相談支援事業を委託した場合の守秘義務について規定しており、法第 6 条第 2 項で他事業にも準用されている。このため、法に基づく各事業は、関係者の守秘義務のもと行われることとなる。

【国庫負担・補助】

問 33 各事業の財源となる、国庫負担、国庫補助の基準額やそれに伴う、人員の配置基準などが示される時期はいつか。

(答)

- 国庫負担、国庫補助の基準額及び人員の配置基準については、平成 27 年度予算に係る事項であるため、最終的には本年末に決定されるものである。
- しかしながら、自治体における円滑な施行に資するよう、自立相談支援事業の人員配置基準の考え方など可能なものについては、夏頃までに案をお示ししたいと考えている。
- なお、自治体において、予算要求等のため具体的な金額を示すことが避けられない場合には、上記のとおり国においては今後年末に決定するとの前提で、今年度のモデル事業の補助基準やモデル事業において類似した人口を有する他自治体での職員配置を参考とするなどにより適宜対応することがあり得るものとする。

問 34 法施行後の費用負担について、負担割合は示されているが、国費の上限は設定されるか。

(答)

- 住宅確保給付金を除き、上限は設定する予定である。
- 住居確保給付金以外の各事業については、人口等を勘案した補助基準額の上限の設定を予定しているが、平成 27 年度予算に係る事項であるため、最終的な上限については本年末以降に決定されることとなる。

問 35 国では事業経費の積算にあたりどの程度の人件費単価を見込んでいるのか（主任相談支援員など具体的に）。

(答)

- 平成 27 年度予算に係る事項であるため、最終的には本年末以降に決定されることになるが、支援員の人件費単価については、類似の相談支援事業における相談支援員の実態単価などを参考とすることを考えている。

問 36 国庫負担金の申請・決定時期はいつ頃の見込みか。

(答)

- 平成 27 年度予算の成立時期にもよるが、通常の場合（平成 27 年 3 月予算成立）、国庫負担金の申請・決定時期は年度末頃になる見込みである。

問 37 非正規職員を「相談支援員」として雇用したが、実績として相談がなかった場合、また、相談があってもプラン策定に至らなかった場合も国庫負担の対象となるか。

(答)

- 自立相談支援事業としての体制を整備していることから、国庫負担の対象にはなると考えられるが、公費の執行として好ましいものではないことから、自治体による広報活動や関係機関を通じて、相応の相談者数の確保に努めていただきたい。
- それでもなお、相談件数等が極めて少ないと考えられる自治体については、非正規職員の雇用ではなく自治体の正規職員による対応や複数の自治体による共同実施の検討をお願いしたい。

問 38 本市では既に生活再建支援事業等各種事業を実施中であり、来年度はこれら事業の対象者に生活困窮者を加え、新法移行を予定しているが、セーフティネット補助金と新法のどちらで補助協議すべきか。

(答)

- 問 21 の回答のとおり、新法の事業と「セーフティネット支援対策等事業費補助金」や「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」の事業については、新法に基づく事業に整理統合するもの、生活保護法に基づく事業として存続するもの、セーフティネット補助金として存続するもの等に振り分けを行うこととなるが、具体的には、平成 27 年度予算編成過程において結論を得ることとしている。
- こうした国の事業の整理統合の考え方なども踏まえながら、新法に基づく事業を実施する場合は、新法の事業として整理して国と協議を行っていただくものと考えている。
- なお、新法の自立相談支援事業は、アセスメント、プラン作成、支援調整会議、支援決定といった一連のプロセスに基づき、就労支援も含め包括的な支援を行うことで、生活困窮者の自立と尊厳の確保、地域づくりを行うものであり、一般論としては、これまで自治体等において行われてきた事業と相当程度異なるものであることには留意が必要である。

問 39 法施行後も、初動期は中間的就労事業者の参入促進や普及啓発活動が継続して必要となると予想できるが、その際の国庫負担や補助金についてはどうなるか。

(答)

- 中間的就労事業者の参入促進や普及啓発活動については、法施行後は、法第6条第1項第5号（その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業）に基づき実施することが考えられるが、当該規定に基づく事業の詳細は平成27年度予算編成過程において検討していくこととしている。
- なお、当該規定に基づく事業の国庫補助率は法で1/2と定めているところである。

問 40 交付要綱は平成27年3月発出予定とのことだが、具体的な手続き・方法等（案）は、事前に示されるのか。示されるとするならば、時期はいつ頃を予定しているのか。

(答)

- 補助金の交付要綱については、平成27年度予算に係る事項であるため、交付要綱の発出は年明け以降になると思われる。
- なお、どの程度具体的な手続き・方法等をお示しできるか現時点では不明ではあるが、自治体における円滑な施行に資するよう、お示しできるものについては、できる限り早めにお示ししていきたいと考えている。

問 41 郡部においては、公共交通機関が限られるなか、数十キロの移動が必要な事務所がある。移動手段の確保のため、公用車の購入は可能か。

(答)

- 公用車の購入は補助対象外と考えている。
- なお、現在のモデル事業においては、備品購入費は、「価格30万円以上の備品を除く」としている。

【自立相談支援事業】

問 42 現在モデル事業を県で実施しているが、今後市町村による自立相談支援機関の広域・共同設置を進めていく場合における、負担費用や指揮命令系統などの考え方やガイドラインを示していただきたい。

(答)

- 制度施行に向けて、自立相談支援事業の実施に関するガイドラインを作成する予定であり、本ガイドラインの中では自立相談支援機関の設置方法など、事業運営に関する事項について具体的に示していく。
- 自立相談支援事業の実施にあたっては、地域の実情に応じて複数市町村による広域・共同実施も推奨される場所であるが、その場合、例えば、
 - ・ 地方自治法に基づき都道府県が条例を定め、市町村が都道府県の事務を処理する（この場合、当該事務は、当該市町村の事務となる）、
 - ・ 同法に基づき、市町村相互間において事務を委託する、
 - ・ 複数の自治体が共同して、同じ民間事業者へ委託をする、といった方法が考えられる。
また、費用負担については、各自治体の人口や相談件数又はプラン件数に応じて按分するなどの方法が考えられる。

問 43 以前、「一元的」ということが言われていたが、特に初回相談窓口は複数になるのが通常である。最低限何をしないと「一元的」とはいえないということはあるのか。（情報だけは1箇所に集めるなど。）

(答)

- 生活困窮者は複合的な課題を抱えている者も多いことから、相談支援体制を構築するにあたっては、複数の分野がチームを組み、複合的な課題に包括的に対応する体制を組むことが重要である。
- 窓口としても可能な限り複数の機関を集約することを検討することが望ましいが、現時点において特定の要件があるものではなく、全体的に支援が包括的・継続的に行われるよう、地域の実情に応じて検討されたい。

問 44 自立相談支援機関の名称について定めはあるか。自治体において、自由に名称を定めてよいか。

(答)

- 自立相談支援機関の名称は、自治体において自由に定めてかまわないが、どのような支援を行うかが端的に表現されていることが重要と考える。
- また、自治体が支援の内容を的確に広報し、住民に正しく認知していただくことも重要と考える。

問 45 受付窓口については、既存の相談窓口の機能強化による対応も可能とされている。

例えば、人員増による体制強化を行い、自立相談支援事業の受付も行うこととした場合、「生活困窮者相談窓口」という新たな看板を掲げることはせず、表向きは従来どおりの窓口という取扱も可能か。

(答)

- 自立相談支援機関の名称は、自治体が自由に定めて差し支えないものであるが、どのような支援を行うかが端的に表現されていることが重要と考える。
- また、既存の窓口を機能強化する際、区分経理をする上で双方の看板を掲げなければならない場合もあるので留意することが必要である。

問 46 現在、指定都市内の行政区のいくつかに自立相談支援機関の窓口を開設しているが、新法の施行の際に、すべての行政区に自立相談支援機関の窓口を設置しなければならないか。

(答)

- 法においては、福祉事務所を設置する自治体において自立相談支援事業を実施することとしているものであり、例えば、指定都市における行政区ごとに自立相談支援機関を設置することを求めているものではない。
- このため、自立相談支援機関の窓口は、地域の実情に応じて設置すれば足りるが、法定サービスの利用の入口でもあることから、相談に訪れた生活困窮者が、自立相談支援機関に適切につながるよう体制を整備しておく必要がある。

問 47 自立相談支援の窓口については、巡回窓口でも差し支えないか。

(答)

- 生活困窮者からの相談に適時適切に対応するためには、都道府県等が設置する相談窓口のうち、少なくとも一つは常設する必要があると考えている。
その上で、相談件数、交通事情等の地域の実情に応じて、巡回相談を実施することについては差し支えない。

問 48 自立相談支援事業の各支援員の配置要件如何。

(答)

- 自立相談支援事業の各支援員には、一定の経過措置を前提としつつ、国が行う養成研修の受講を要件とすることを考えている。
- 各支援員のうち、主任相談支援員については、自立相談支援機関における相談支援業務全般のマネジメントをはじめ、支援困難事例への対応、相談支援員や就労支援員への指導・育成、社会資源の開拓・連携の取組等の高度な相談支援技術が求められることから、一定の資格又は実務経験(※)を必要とすることを検討している。

※ 以下の①から③のいずれかに該当することを検討。

- ①社会福祉士、精神保健福祉士、保健師として保健、医療、福祉、就労、教育等の分野における業務に5年以上従事している者であり、かつ、生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に3年以上従事している者
- ②生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に5年以上従事している者
- ③相談支援業務に準ずる業務として、実施主体である自治体の長が認めた業務に5年以上従事している者

問 49 主任相談支援員の配置要件を緩和すべきと考えるが如何か。

(答)

- 主任相談支援員は、自立相談支援機関における各支援員の業務に関する統括的な役割を担うほか、自立相談支援機関の相談業務全般のマネジメントや、相談支援員・就労支援員の指導・育成、問題が深刻化しているケースへの対応等の高度な相談支援技術が求められることから、一定の資格又は実務経験が必要であると考えている。

問 50 自立相談支援機関における人員配置基準はいつ頃、どのように示されるのか。

(答)

- 自立相談支援機関における人員については、国庫負担基準として政令及び告示上その上限を定めることとしている。
- これは、平成27年度予算に係る事項であることから最終的には本年末に決定されるものではあるが、自治体における円滑な施行に資するよう、夏頃までに案をお示ししたいと考えている。

問 51 自立相談支援事業における主任相談支援員の配置について、勤務形態が非常勤である職員でも可能か。

(答)

- 自立相談支援事業における主任相談支援員については、相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成、困難ケースへの対応など高度な相談支援、社会資源の開拓・連携といった役割に鑑み、基本的にはフルタイムの専任職員を配置していただくものと考えている。
- なお、自治体の規模等を踏まえ、上記が困難な場合においても、その役割を遺漏なく果たせるよう留意していただきたい。

問 52 生活保護のケースワーカーが自立相談支援事業の相談支援員を兼務することは可能か。また、同一の就労支援員が生活保護受給者と自立相談支援事業対象者双方の就労支援を兼務することは可能か。

(答)

- 自立相談支援事業は新法において創設され、自治体に新たな事業を実施していただくものであることから、基本的には新たに人員を確保していただくものと考えている。また、一般的にはケースワーカーは正規職員が担うと考えられ、自立相談支援事業の相談支援員と兼務することは基本的にはないと考えられる。
- ただし、自治体においては、それぞれの対象者が少ない場合なども考えられるため、上記を基本としつつも兼務による支援を妨げるものではない。
- この場合、補助金の取り扱いに当たっては、例えば、勤務時間数を分けるなど、適切に対応する必要があると考えている。
- なお、生活保護法に基づく事業と新法に基づく事業が連携して、連続的な支援を行うことが重要であることから、施行に向けて、両事業を一体的に実施できるよう検討しているところであり、そうした中で、各事業を担う人員の兼務等の考え方について引き続き整理していきたい。

問 53 モデル事業では自立相談支援機関に相談支援員並びに就労支援員を置くこととなっているが、相談支援員は委託先の職員、就労支援員が自治体雇用の職員という形態は可能か。またその場合の自立相談支援機関は委託先、自治体（直営）の2つということになるのか。

(答)

- お見込みのとおり。なお、この場合においても、相談に来られる方に適切に支援が行えるよう、御留意いただきたい。

問 54 就労支援員は自立相談支援機関に配置されるが、必ず自立相談支援窓口に配置することになるか。

(答)

- 自立相談支援機関の就労支援員は、就労支援の効率的な執行の観点から、自立相談支援窓口に配置することを想定しているが、自治体の状況により、自立相談支援窓口以外に就労支援員を配置することも可能である。
- このような場合、自治体は両機関・両窓口で連携を図り、効率的な就労支援を実施する必要がある。

問 55 自立相談支援事業における就労支援員と就労準備支援事業における就労準備支援担当者の業務内容は重複している部分があると思われるが、就労支援員が就労準備支援事業で想定している生活習慣の形成のための支援や社会的能力を身に付けるための支援を実施することは可能か。

(答)

- 自立相談支援事業の就労支援員は、基本的には、就労に向けた準備が一定程度整っている者に対して、担当者制によるキャリアコンサルティングや個別求人開拓、就労後のフォローアップを行うことが想定されるのに対し、就労準備支援事業は、就労に向けた準備が整っていない者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業であり、両者の支援内容は異なるものである。
- ただし、就労準備支援事業を実施しない自治体などにおいては、自立相談支援事業の就労支援員が、就労準備支援事業の機能を一定程度担うことも考えられる。その場合は就労準備支援事業に比べて簡素・軽微なものとならざるを得ないことに留意が必要である。

問 56 自立相談支援事業を社会福祉協議会に委託する場合、これまで社会福祉協議会が実施している「困りごと相談」や「権利擁護事業」等の相談員が自立相談支援事業の相談支援員等を兼務することは可能か。

(答)

- 自立相談支援事業は新法において創設され、自治体に新たな事業を実施していただくものであることから、基本的には新たに人員を確保していただくものと考えている。
- また、自立相談支援事業は、生活困窮者の自立を支援するため、アセスメント、プラン作成、支援調整会議、支援決定といった一連のプロセスに基づき、就労支援も含め包括的な支援を行うものであり、社会福祉協議会の相談事業とは、一般的に、その趣旨・目的、支援方法等が異なるものと考えられる。
- 自治体の規模等によっては社会福祉協議会の「困りごと相談」や「権利擁護事業」等の相談員が自立相談支援事業の相談支援員等を兼務することは可能とは考えられるが、この場合、補助金の取り扱いとしては、例えば、勤務時間数を分けるなど、適切に対応する必要があると考えている。

問 57 平成 26 年度中に国研修を受講できない者も出ると思うが、経過措置は設けられるのか。

(答)

- 平成 26 年度に国が実施する養成研修では、モデル事業未実施の自治体においては研修受講者を選定することが困難であることも考えられるため、主に、モデル事業実施自治体を対象として実施する予定である。(なお、会場等の許す範囲内で、自らがモデル事業を実施しない都道府県の担当者も受講対象としたい。)
- 新制度施行段階においては、養成研修を受講していない場合であっても業務に従事することができるよう、一定の経過措置を講ずる予定である。

問 58 自立相談支援事業従事者養成研修のほかに、自立相談支援事業を委託して実施する予定の自治体担当者を対象とした研修や、支援調整会議に参加する職員を対象とした研修等を行う予定はあるか。

(答)

- 国は、自立相談支援事業に従事する各支援員（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員）を対象とした、専門的かつ実践的な研修を実施していくこととしている。
- 各支援員以外の事業関係者（自治体担当者や関係機関等）を対象とした研修や勉強会などについては、今後も開催を予定している全国会議や「生活困窮者自立促進支援モデル事業」、「生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業」を積極的に活用いただき、各自治体において、それぞれ地域の実情に応じて実施していただきたいと考えている。
- また、下記問 59 を参照されたい。

問 59 自立相談支援事業の各支援員の養成研修については、受講内容を関係者に広く伝達・共有できるような仕組みが必要ではないか。

(答)

- 養成研修の修了者には、生活困窮者支援の理念や具体的な支援技術など、研修で学んだ知識や技能等について、積極的に関係者に伝達していただきたいと考えている。
- このため、来年度の国の研修においては、モデル事業実施自治体からの推薦者のほか、会場等の許す範囲内で、問 57 と同様、モデル事業未実施の都道府県担当者も受講対象としたい。
- これにより、都道府県の担当者には、行政や地域の関係機関を広く対象とした研修会等を企画することなどをお願いしたい。また、その際には、モデル事業実施自治体やモデル事業実施自治体からの推薦により国の研修に参加した者についても、当該研修の実施について協力をお願いしたい。

問 60 主任相談支援員養成研修の対象者の要件に定められている、「生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務」や「相談支援業務に準ずる業務」は、具体的にどのような業務を想定しているか。

(答)

- 平成 26 年度における主任相談支援員養成研修の対象者については、「生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務」や「相談支援業務に準ずる業務」に従事していることを要件としているところである。
- ここでいう「相談支援業務」とは、特定の業務に限定するものではなく、保健、医療、福祉、就労、教育などの課題に関する相談を受け付け、当該相談の内容を適切に把握・分析し、相談内容に応じて、必要な支援・サービスに関係者・関係機関と連絡・調整のうえ提供する業務などを想定しているところである。
- また、「相談支援業務に準ずる業務」については、相談支援業務には当たらないが、例えば、介護業務や障害者の就業支援業務など、個人への直接支援業務などが考えられる。実施主体の自治体の長が生活困窮者への支援に資すると考えられる業務について、当該地域の実情に応じて認めることができることとしている。

問 61 自立相談支援事業において、相談支援員と就労支援員を兼務する場合が想定されているが、その場合、その職員は相談支援員養成研修もしくは就労支援員養成研修のどちらに参加すべきか。

(答)

- 自立相談支援事業従事者養成研修では、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員それぞれを対象にした研修を行う予定であり、各支援員は、それぞれの職種に応じた研修を受講することとなる。
- 相談支援員と就労支援員を兼務する場合は、経過措置期間内に相談支援員養成研修、就労支援員養成研修ともに受講することが必要であるが、今年度においてどちらかしか受講できないという場合には、まずは自立相談支援事業の中心業務となる相談支援業務（アセスメント、プラン作成、帳票類管理など）を理解するための相談支援員養成研修から受講いただきたいと考えている。

問 62 相談受付から自立相談支援機関の利用の申込に至るまで、どれくらいの時間を想定しているか。

(答)

- 相談受付から申込に至るまでの時間は、相談者の状況によりかなりの違いがあるものと考えている。従って、特定の時間や期間で対応するのではなく、本人の相談を十分に傾聴した上で、申込受付に結びつく場合は、本人の同意を尊重した上で対応していただきたい。

問 63 支援対象者の情報を関係機関で共有する場合、支援開始時点で同意を得ることとなっているが、書面による同意が義務付けられるのか。

(答)

- 支援対象者の個人情報に関係機関で共有するためには、同意の有無を明確にするため、自立相談支援機関の利用の申込時点で書面による同意を得ることが適当である。
- 具体的には、モデル事業において使用することとなっており、制度施行後も使用することを検討している相談申込・受付票の「利用申込み欄」に支援対象者等の署名・捺印をすることで足りるものと考えている。

問 64 生活困窮の程度が軽い人を想定しているようなスキームに思えるが、本当に窮迫している人が相談に来た場合、このスキームのように時間をかけられるのか。

インテーク・アセスメントシートにライフラインの状況や食事の状況などの確認欄がないのは、そういった人は相談対象として考えていないということか。

(答)

- 新制度においては、多様な状況の生活困窮者に応じた多様な支援を提供していくこととしている。
- その際、切迫した状況にある場合は、緊急的な支援として一時的な住居等の支援や住居確保給付金の支給を行い、また、当然ながら必要な人には生活保護へ適切につなげていくこととしている。
- そのほか、自立相談支援事業においては、必要なタイミングで必要な支援を行っていくことが重要である。
- なお、モデル事業で試行している標準様式においては、ライフラインの状況などは詳細アセスメントシートで例示されているところ。(インテーク・アセスメントシートにも「本人の訴えや状況」、「特記事項」といった欄が用意されているので、柔軟に活用いただきたい。)

問 65 プランを作成する趣旨如何。またどのような場合に作成する必要があるのか。

(答)

- プランとは、本人へのアセスメント結果を踏まえ、本人の自立を促進するための支援方針、支援内容、本人の達成目標等を盛り込んだ支援計画のことをいう。

プランは、一義的には本人と自立相談支援機関とが、更には関係機関も含め、上記について確認・共有するためのものであり、本人に適切な支援を提供するための前提となるものである。

- 具体的には、本人と協働して作成し、支援調整会議に提出され、法に基づく事業(※)による支援が必要な場合には行政による支援決定を経て確定される。

(※) 支援決定の対象となる「法に基づく事業」は、住居確保給付金、一時生活支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業(中間的就労)、家計相談支援事業のことをいう。自立相談支援事業は含まない。

- なお、相談支援は、インテーク、アセスメントから始まり、プランの作成前にも必要な支援が行われるものである。帳票としても、プランを一時に記入して支援調整会議にかけるのではなく、継続的な相談支援に対応してインテーク・アセスメントシートや支援経過記録シートへの記入を順次行うことが重要である。
- プランには、法に基づく支援はもとより、その他の制度上の、更にはインフォーマルな支援も盛り込まれるものであり、法に基づく支援がない場合においても、本人と自立相談支援機関との支援内容の確認のため、作成することが基本となる。
- ただし、プランを作成しなければすべての支援が始まらないということではなく、必要がある場合には、緊急的な支援や相談支援の中での各種支援を行うことが重要である。

問 66 自立相談支援事業において就労支援のみを行う場合、プランの策定は必要か。また、プランの策定前であっても、就労が決定するなどにより、「支援終了」となる場合があると理解してよいか。

(答)

- 自立相談支援機関において継続的に支援を行う場合には、基本的にプランの作成が必要となり、このような場合、就労支援のみであっても、プランを作成することになる。(ただし、プラン作成前でも就労支援を開始することは可能である。)
- プラン作成前に就労が決まった場合で、例えば自立相談支援機関の就労支援員による支援等を受けることなく自ら就労を決めたのであれば、支援の終了ではなく、情報提供や相談対応のみで支援が終了したという取り扱いとなる。
- なお、相談支援が終了した場合であっても、就労の定着が重要であるので、プランは作成していなくても、就労が定着するまで、就労先との連携をとることが重要である。

問 67 「利用申込をした者＝支援対象者」、「支援プラン決定＝支援方針の決定＝方針に基づく支援を行うことの決定」と考えられるが、現在国から示されているスキームでは、支援プランの決定まで、支援対象者とするものの決定がなされないまま、一定期間支援を行っている状況である。利用申込後、本人からの聞き取りのほか、他機関との関わりもある以上、利用申込後、支援対象者とするものの決定をする必要があるのではないか。

(答)

- 御質問は、利用申込があった場合には、行政として支援対象者を決定すべきとの趣旨と考える。
介護保険制度では要介護認定という仕組みが設けられているとおり、そうした考え方もあり得るものではあるが、
 - ① 一連の相談支援プロセスが連続的に行われる相談支援という性格上、ある時点から対象者であると第三者が判定することは現実的には難しい場合があると考えられること、
 - ② 法定サービスを含むプランの場合には、追って支援決定が行われること、
 - ③ 利用申込が行われた場合には一覧表が行政に提出されることから、問題等があれば行政としても追って状況を把握することができること、から、すべてのケースについて、一々行政の決定を待たなければ何ら支援ができないという取扱いを避けることとしたものである。
- なお、自立相談支援機関においては、相談受付時やプラン策定前に適切に振り分け、スクリーニングを行い、当該機関として継続的に支援すべき者であるか否かを適切に判断いただきたい。

問 68 支援調整会議において、以下の点について教えていただきたい。

- ① 個人のプラン調整機能と地域づくりの機能を両方持たせて運営するのは難しいのではないか
- ② 委託先の法人等の担当者の出席をもって、自治体の担当者の参加としてよいか。
- ③ 構成員、開催方法や開催頻度はどのように考えればよいか。また、構成員についてはメンバーを固定するのではなく、ケースごとに必要な関係者を招集することとしてよいか。

(答)

○ 支援調整会議の主な目的は、

- ① プランの内容が適切なものであるか合議体形式により判断すること
 - ② 参加者が個々のプランに関する支援方針、支援内容、役割分担等について共通認識を醸成し、個々のプランを了承すること
 - ③ プラン終結時において評価を行うこと
 - ④ 不足する社会資源について地域の課題として認識し検討すること
- である。

したがって、プランを作成する場合には、支援調整会議を開催することが必要となる。

また、④については、プランを検討する中で課題が浮かび上がってくるものと考えられることから、支援調整会議の中で検討することとしているが、ここでは課題の整理のみに止め、別途協議の場を設けて対応することも考えられる。また、その場合、新たに協議の場を設けるのではなく、地域資源に関する既存の協議の場を活用することも考えられる。

○ 行政は、プランに法に基づく支援が含まれている場合には、それを支援決定する役割を担うことから、支援調整会議後に無用な手戻りが生じないように、担当者が出席することが基本と考えている。また、生活保護受給者等就労自立促進事業（ハローワークとの協定による事業）の対象者を定める場合も、自治体が支援調整会議に出席することを必須とする方向で検討している。なお、地域資源の開発を検討するためにも、行政の参画が重要である。

○ 具体的な開催方法については、相談者数や地域資源の状況など地域の実情に応じ会議開催のルールを定めることとなる。

例えば、メンバーを固定し定期開催する方式と、ケースごとに開催し必要な関係者のみが集まる方式などが考えられる。行政の参画を基本としていること等から、固定方式の定期開催をベースとして、事案に応じた随時開催を組み合わせる方式も一案として考えられるところである。

問 69 支援調整会議については、緩やかな会議形式を認めるなど、具体的な開催方法等を示す際、厳格化しない方向で検討していただきたい。

(答)

- 支援調整会議の開催方法等については、問 68 参照。支援調整会議について、国で厳格なルールを定めることとはしておらず、具体的な開催方法については、相談者数や地域資源の状況に応じ会議開催のルールを定めていただきたいと考えている。

問 70 支援調整会議には必ず相談者本人も参加しなければならないのか。

(答)

- 支援調整会議に限らず、本制度においては生活困窮者本人の主体的な参画を確保することは重要である。その上で、支援調整会議には、必ず相談者本人が参加しなければならないものではなく、必要に応じて相談者やその家族等に参加いただくことを検討することとなる。

問 71 自立相談支援事業を複数の者に委託する予定としているが、支援調整会議を開催する場合、自治体が招集、議事の進行等を行ってよいか。

(答)

- 一般的には、自立相談支援機関が中心となって支援調整会議を開催することを想定しているが、質問のケースのような事情がある場合、自治体が招集、議事の進行等を行うことも可能である。

問 72 支援調整会議でプラン（案）が検討された後、その結果を誰に、どのようにして通知するのか。

(答)

- 支援調整会議において検討したプラン（案）については、その後、法に基づく支援については自治体による支援決定が行われ、本人への支援提供通知がなされることとなるため、その際、プランについても本人に示すこととなる。
- 法に基づく支援が含まれない場合には、支援調整会議後の相談支援の場で、支援調整会議によってプランが最終的に確定されたことを本人に伝えることとなる。

問 73 「支援決定は、法令で定める事業を行うものであり、他法や他制度については、支援決定の対象にならない（「生活困窮者自立促進支援モデル事業担当者連絡会議の質問票に対する回答」問27）」とされているが、任意事業を実施しない場合、支援調整会議では具体的にどのような事項について協議するのか。また、任意事業を実施しない場合には、支援決定を行わなくてよいか。

（答）

- 任意事業を実施しない場合であっても、自立相談支援機関による継続的な支援を行う場合はプランを策定し、計画的に支援を行うことが必要である。
- 策定したプラン案はすべて支援調整会議に提出され、支援方針、支援内容、関係者の役割などを協議・調整・確認することとなる。
- また、プラン案のうち、法に基づく支援が含まれていないものについては、行政の支援決定の対象にならない。

※ なお、就労準備支援事業等の任意事業については、生活困窮者の自立に向け効果的な支援を行う観点から、地域の実情に合わせ、その実施を検討することが必要である。

問 74 「支援決定」は自治体が行うこととされているが、自立相談支援機関から送付される書類のみで判断するのか。自立相談支援機関のアセスメントやプラン（案）が十分でないと判断した場合は、差し戻しなどができるのか。差し戻しとなったとき、どのようなプロセスを踏むのか。

（答）

- 新制度においては、行政による支援決定に先立ち支援調整会議を行うこととしている。
- この支援調整会議は、自立相談支援機関が中心となって、行政及び関係機関等とともに、本人と協働で作成したプラン等についてその支援方針、支援内容、関係者の役割などを協議・調整・確認を行う場である。
- 差し戻しはあり得るものではあるが、アセスメントやプランの内容が適切であるか否かについて、この支援調整会議の中で十分確認していただきたい。

問 75 自立相談支援事業自体は支援決定の対象ではないとされているが、同事業も法定事業であり、支援決定の対象とすべきではないのか。

(答)

- 支援決定は、法定サービスについて、生活困窮者に適切な支援が提供され、万が一にも貧困ビジネスと指摘されるような事態が生じないようにするなど観点から、その可否を行政が決定するものである。
- 自立相談支援事業は法定事業であり、支援決定の対象とするという考え方もあり得るものではあるが、
 - ・連続したプロセスの中で提供される相談支援という事業の性格、
 - ・利用申込が行われた場合には一覧表が行政に提出されることから、問題等があれば行政としても追って状況を把握することができること、
 - ・住居確保給付金の支給や他の法定サービスを含むプランの場合など必要性の高いものについては、支援決定の対象としていること、から、自治体における実務負担も踏まえ、支援決定の対象には含まないこととしている。

問 76 子どもの学習支援事業はなぜ支援決定を要しない取扱いとしたのか。

(答)

- 子どもの学習支援事業は、自治体において地域の実情に応じ柔軟に取り組んでいただく事業であり、また、生活保護受給世帯の子どもをケースワーカーから紹介されるといったケースも想定されるため、必ず自立相談支援機関を通ずとすることは想定していないことから、支援決定の対象とはしないこととしている。

問 77 自立相談支援事業を直営で行う場合、住居確保給付金事務において、プラン作成、支援調整会議の了承が必須となるか。

(答)

- プランの作成については問 65、支援調整会議の開催については問 68 参照。
- 自立相談支援事業を直営で行う場合においても、住居確保給付金の支給は法定メニューであるので、プラン作成、支援調整会議の了承は必須である。

問 78 生活保護の申請を前提としているが、その場合においても、プランの作成、支援調整会議による了承が必要となるのか。また、費用は国庫補助の対象となるか。

(答)

- プランの作成については問 65、支援調整会議の開催については問 68 参照。
- 生活保護の申請を前提としている場合においても、自立相談支援機関として継続的に関わると判断され、利用申込みがあれば、プランの作成、支援調整会議による了承が必要となり、費用は国庫補助の対象となる。

なお、この場合、生活保護と連続的に支援を行っていただくことが重要である。

問 79 自立相談支援事業を委託した場合は、受託者が自立相談支援機関として支援調整会議を開催することとなるが、支援決定については実施主体が行うこととされている。支援決定も含めて委託できないか。

(答)

- 生活困窮者への支援が適切に行われるよう、自治体が法に基づく各事業の利用の適否を判断することとしており、支援決定を委託することはできない。

問 80 利用申込が困難なケース（申込、支援を拒否する等）については、アウトリーチなどにより対象者を把握した後、支援決定を措置として行い、支援を開始する必要があると思われるがどうか。

(答)

- 法に基づく各事業については、自治体が行うべき事業として位置付けられるに留まっているものであり、本人の意思に反し、生活困窮者個人々人に対する措置として行うことはできない。
- ご指摘のようなケースについては、生活困窮者の置かれている状況等を適切にアセスメントした上で、必要な支援内容を提示し、本人の理解を十分に得て、利用申込につなげることが適当である。

問 81 就労支援を行うには、早期の支援開始が効果的だと思われるが、緊急的な支援は、一時生活支援事業など限定的な事業のみが対象となるのか。その他の支援は支援調整会議を経た支援決定まで待つこととなるのか。

(答)

- 緊急的な支援は、一時生活支援事業や住居確保給付金が主に想定されているが、自立相談支援機関の就労支援員による就労支援やハローワークの一般相談窓口を活用した求職活動などは支援決定を要するものではなく、早期の就労支援が必要であれば、速やかに行うことは可能である。ただし、ハローワークとの協定に基づく就労支援（生活保護受給者等就労自立促進事業）については、モデル事業においては、支援調整会議における地方公共団体による確認と了承を経た後公共職業安定所に支援要請を行う必要がある。

問 82 緊急的に支援を行う必要性が高い場合は、支援調整会議で協議を行う前にサービスを提供することもあると考えられるが、具体的にどのようなサービスについて、支援調整会議の協議前に提供することができるかお示しいただきたい。

(答)

- 緊急的な支援については、問 81 参照。
- 自立相談支援機関において継続的に支援を行う場合は、支援調整会議で了承されたプランを踏まえて各種支援を提供することが基本となる。一方で、医療、住まい、食事などの当面の生活を維持するための支援は、本人への適切なアセスメントを踏まえ、その状況に応じて適宜行うことができるものである。

問 83 自治体が行うとされている支援決定は、行政不服審査法で規定する「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当するか。

(答)

- 法は、住居確保給付金の支給を除き、生活困窮者に対する各種支援を地方自治体の事業として規定するにとどまり、個人に対し法的な権利を創設するものではない。
- このため、法に規定する各事業に関する支援決定について、
 - ・ 就労準備支援事業等については、処分性を有しないと解され、行政不服審査法に規定する「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当しないと考えている。
 - ・ 一方、住居確保給付金の支給決定については、自治体が処分として行うものであり、行政不服審査法に基づき、処分を行った自治体に対して異議申立をすることができるものである。

問 84 運用上、相談支援の実施期間については、原則として6ヶ月間程度とし、その間に就労や他の公的な福祉制度の活用等に結び付けることは可能か。

(答)

- 生活困窮者の状態像は多様であり、個々人の支援に要する期間には幅があると考えられる。このため、今後、プランにおける支援期間について、一定のガイドラインや平均的な状況をお示しすることはあり得るが、就労準備支援事業、一時生活支援事業や住居確保給付金と異なり、一律に支援期間を6ヶ月程度にすることは適当ではないと考えている。

問 85 相談支援を実施中、支援対象者が行方不明になったり、服役する等で支援を中止せざるを得ない状況になることも考えられるが、その様な場合に帳票上どういった処理を行えばよいか。

また、相談支援プロセスの各段階で中止せざるを得ない状況になることが考えられるため、各段階で処理の仕方が異なるのであれば、それぞれの処理の仕方について確認したい。

(答)

- 支援の経過については、支援経過記録シートにその状況を記録していくことが必要である。また、平成26年度に用いる予定のモデル事業の標準様式については、プラン策定前、プラン策定後ともに、「中断」したケースについてチェック欄を設けることとした。
- その上で、例えば、支援の提供を保留、または終結するなどの判断とその際の帳票の処理については、個々のケースに応じて判断されるものと考えている。

問 86 アセスメントや支援には、相談者本人に関する様々な情報を把握する必要があり、このためには、本人から個人情報の取扱いについて同意を得るが、これは、自立支援機関に対しての同意であると解するが、担当者が変わったり委託先が変更となった場合は、改めて本人同意をとる必要があるかどうか伺いたい。

(答)

- 自立相談支援事業は、複合的な課題を抱える利用者に包括的な支援を提供するものであり、様々な関係機関と個人情報を共有する必要があることから、事業の利用に当たっては、情報共有について本人の同意を得ることを前提としている。
- この同意は、自立相談支援機関に対して行われていることから、担当の相談支援員が変わった場合、再度同意を得る必要はないと考えるが、自立相談支援機関が変更になる場合には、変更前の機関において個人情報の共有について十分説明していただき、支援を円滑に継続できるようにしておいていただく必要があると考えている。
ただし、本人の同意が得られない場合などは、変更後の機関において改めて同意を得るなどの対応をお願いしたい。

問 87 法に定める各事業や、自立相談支援機関による支援の効果が表れない場合、支援の終結の判断について、どのように考えればよいか。

(答)

- 本人と相談支援員が協働で策定したプランに基づき、計画的に支援を行うことにより、プランで定めた本人の目標を達成することが重要であり、本人の目標が未達成である場合や、本人が支援の継続を望む場合には、本人の意思を尊重し、支援を継続することが基本となる。
- 支援の効果が現れない場合は、その原因や支援内容を改めて十分に検討することが重要である。例えば、支援困難ケースと判断される場合においては、自立相談支援機関の主任相談支援員は、支援関係者を集めたケース検討会等を開催し、原因を多角的に分析し、必要に応じてプランの変更等を行うことも考えられる。
- こうした点も踏まえた上で、自立相談支援機関においてそれ以上効果的な支援を行うことが困難である場合には、支援調整会議において客観的な立場からこれを確認した上で、支援の終結を決定することになる（この場合においても、本人への支援を行うことができる関係機関と予め協議を進めておくなど、継続的に支援を行う視点を持つことが極めて重要）。

問 88 各様式等のツールについて、将来的にはシステムの導入を検討しているか。

(答)

- 平成 26 年度予算案においては、「生活困窮者自立支援統計システム」の調査・設計に要する費用として、約 2,800 万円を計上しているところである。
- これにより、今後、自立相談支援事業において実施することとなるアセスメント・プラン情報のデータベース化を図るとともに、全国的な制度の実施状況を円滑かつ迅速に把握し、生活困窮者の適切な支援や事業の評価に資するよう、統計処理することを目的として、政府共通プラットフォーム上にシステムを構築することを検討している。
- なお、現段階では、当該システムは、全国統一的な運用が行えるよう、国が一括して開発することを検討していくこととしているが、来年度に行う調査・設計に係る検討状況を踏まえ、随時情報提供をしていきたい。

問 89 自立相談支援事業と家計相談支援事業については、支援の現場では一体的に支援を行うことも想定されるが、負担（補助）の割合が異なることから、業務分担が困難であると考えられるが如何か。

(答)

- 自立相談支援事業は、生活困窮者の住居や就労面も含め生活全般にわたる課題に対応できるよう、包括的な支援を検討するとともに、関係機関をコーディネートするほか、社会資源の開発も担うものである。
- 他方、家計相談支援事業については、生活困窮者に対して、家計表の作成等による家計管理指導や貸付のあっせんなど、家計に着目した専門的な支援を行い、家計収支の改善を図ることを通じて、その自立を支援するものである。
- よって、両事業は、それぞれ事業内容を異にするものであるとともに、具体的な支援に当たって、求められる職員の専門性や連携すべき関係機関も異なることが想定されることから、法律上、別事業とし、それぞれ適切な体制を整備していくこととしたものである。
- なお、両事業の詳細な運営の在り方については、現在、それぞれガイドラインの策定に向けた検討を進めているところであり、こうした検討を行う中で、事業の役割分担等の具体的な運用方法を示していきたい。

問 90 家計相談支援モデル事業は自立相談支援モデル事業を経なくても利用できる場合が想定されているが、法施行後も同様の解釈でよいか。また、子どもの学習支援等についても同様か。

(答)

- 家計相談支援事業については、相談事業という性質上、直接当該事業の窓口に来た場合、当該事業単独で必要な支援を開始することもあり得るものと考えている。
- ただし、生活困窮者は複合的な課題を抱えていることが多く、家計のみならず、生活全般にわたるアセスメントを行い、日常生活面、就労面等も含めた包括的な支援を検討することが必要であると考えられることから、この場合であっても、並行して自立相談支援事業につなぎ、他事業利用の必要性の有無を検討することが必要であると考えている。
- また、学習支援については、生活保護受給世帯の子どもをケースワーカーから紹介されるなどといったケースも想定されるため、必ず自立相談支援機関を通ずるとすることは現実的ではないと考えられる。
- いずれにしても、制度施行後の取扱いについては、モデル事業の実施状況も踏まえ、各事業の支援の流れ等を整理し、ガイドライン等でお示ししたい。

問 91 家計相談支援事業のみの利用であっても、必ず自立相談支援事業の対象者とし、家計相談支援事業を組み込んだプランを作成し、支援すべきではないか。

(答)

- 自立相談支援事業との関係については、問 90 参照。
- プランについては、家計相談支援事業は法定サービスであるため、必ず作成していただくことになる。

問 92 関係機関から情報を収集することに苦慮しているため、自立相談支援事業に調査権限を持たせることはできないか。

(答)

- 調査権限を有するためには法律上の規定が必要であり困難である。まずは、庁内や庁外のネットワークを構築する中で、適切に情報交換できる仕組みづくりを進めていただきたい。
 - ※ 就労準備支援事業等、一定の資産・収入の要件を課すこととしている事業については、法第 16 条の規定により、事業の実施に必要なと認めるときは、生活困窮者本人やその配偶者等の資産や収入について、官公署や銀行等に資料の提供や報告を求めることができることとしている。(その他の事業を含め問 3 参照)
- なお、生活困窮者に関する情報を関係者間で共有するためには、原則、本人から同意を得ることが必要であるが、国としても、関係機関においてこれを円滑に進められるよう検討していきたい。

問 93 自立相談支援機関の関係機関（NPO等）が、仮に「貧困ビジネス」等の不法行為に關与していた場合等の行政の責任の有無如何。また、事前に關係機関の安全性について、行政として評価する必要があるか。

（答）

- 就労訓練事業については、認定する自治体において適切な認定を、その他の法定事業を委託する場合には委託自治体において適切な業者選定をお願いしたい。
- 一方、上記以外の關係機関については、事前に關係機関についての安全性を評価することなどを求めることは現実的ではないと考えられ、また、一般的には行政としての責任を問われるケースは少ないと考えられるが、「貧困ビジネス」といった状況が生じないよう、日頃より連携を密にすることが重要である。

問 94 支援決定通知書の様式はあるか。

（答）

- 「最新情報 No. 19」（平成 26 年 3 月 27 日付け）でお示ししている、「支援提供（変更）通知書（素案）」を参考にしていきたい。

問 95 自立相談支援事業において、生活困窮者支援用の食糧（米、缶詰等）を食糧費で備蓄することは可能か。

（答）

- 国庫負担の対象となる自立相談支援事業においては、現金給付や現物給付は対象外であるため、食糧を備蓄することはできない。

【住居確保給付金】

問 96 住居確保給付金の支給に関する事務は、現行の住宅支援給付の支給に関する事務と同様か。また、当該事務を外部に委託することは可能か。

(答)

- 住居確保給付金の手続きのあり方については、今後詳細を詰めていくが、申請書の審査や支給決定などの、いわゆる支給事務については委託可能としておらず、自治体で実施する事務であり、またその内容については現行と大きく変わるものではない。
- 一方、申請の相談・受付事務は、原則として自立相談支援機関において実施することが想定されており、その場合、自立相談支援事業として委託可能である。

問 97 住居確保給付金の申請に当たって、自立相談支援事業の利用は必要か。また、住居確保給付金の相談・受付業務を自立相談支援機関とは別の機関に委託することは可能か。

(答)

- 住居確保給付金については、適切なアセスメントとプラン策定を行い包括的な支援と併せて支給することが適当であると考えていること、また、基本的に自立相談支援事業の就労支援員（相談支援員も可）による就労支援や面接等の就職活動要件を受給者に課すこととしていることから、自立相談支援事業の利用は必要である。

一方、自立相談支援事業を複数の機関に委託することは可能であり、住居確保給付金の相談・受付事務について、自立相談支援機関とは別の機関に委託することも可能である（この場合、当該別機関は自立相談支援事業の一部を担っているということになる）。この場合、両機関で十分連携を図り、効率的で効果的な就労支援等を実施する必要がある。

問 98 現在、住宅支援給付事業における住宅確保・就労支援員を直接雇用しているが、新制度において自立相談支援事業を委託する場合は、自立相談支援機関が就労支援員を雇用しなければならないのか。

(答)

- 自立相談支援事業を委託する場合、住居確保給付金の受給者に対する就労支援は、基本的に委託された機関に雇用された就労支援員により実施されることを想定しているが、自治体の状況により、自治体が直接雇用する就労支援員により就労支援を行うことも可能である。
- この場合、自治体と委託機関で連携を図り、効率的な就労支援を実施する必要がある。

問 99 住宅支援給付事業における住宅確保・就労支援員は新制度においてどのように位置づけられるのか。

(答)

- 住居確保給付金の受給者に対する就労支援については、今後詳細を詰めていくが、現行の住宅確保・就労支援員による支援は自立相談支援機関に配置される就労支援員（相談支援員も可能）により実施することとしている。

問 100 住居確保給付金と求職者支援制度の職業訓練受講給付金の併給は可能となるか。

(答)

- 両者は、住居費に関連する給付金として重複する部分があり、世帯への給付という点でも同様の性質を持つため、現行同様併給は認めないこととしている。

問 101 住居確保給付金の収入要件等を確認するに当たって、調査権限は付与されるのか。

(答)

- 法第 16 条第 1 項の規定により、必要があると認めるときは、生活困窮者本人やその配偶者等の資産や収入について、官公署や銀行等に資料の提供や報告を求めることができることとしている。
- なお、法令に基づく本人に対する調査権限のようなものはない。ただし、
 - ・ 不正受給事案等の場合には、本人に報告等を命じることができるほか（法第 15 条第 1 項）、
 - ・ 大家等に対しては、住宅の状況につき報告を求めることができる（法第 16 条第 2 項）こととされている。

問 102 住居確保給付金を利用する場合、相談支援事業の利用申込書と、住宅確保給付金の申請書の両方が必要になるか。

(答)

- プラン兼サービス利用申込書は、自立相談支援機関に対するサービスの提供の申込みであり、住居確保給付金の申請書は、支給決定を行う自治体に対する給付金支給の申込みである。両者は、提出先やその目的（一方はサービスの提供、他方は給付金の支給）を異にするため、両方の書類が必要になる。
- また、緊急的な支援として、まず住居確保給付金の申請を行い支給決定を受けた場合も、自立相談支援機関は、受給者からの同意を得たうえで、受給者の状況等に応じた就労支援等のサービスを提供することとなるため、両方の書類が必要となる。

問 103 住居確保給付金の具体的な事業の内容について、いつ頃示されるのか伺いたい。

(答)

- 平成 27 年度予算に係る事項であるため、最終的な事業の内容の確定は本年末以降になるが、現行の住宅支援給付を基本として、支給対象者の要件等の詳細については、予算編成過程で詰めていくこととしており、自治体における円滑な施行に資するよう、要領等について前広に連絡していきたいと考えている。

問 104 住居確保給付金の受給者が就労準備支援事業を利用する場合、当該事業者は「日常・社会生活支援」又は「生活保護受給者等就労自立促進事業」を同時に利用することとなるのか。

(答)

- 現行住宅支援給付の日常・社会生活支援事業は、法施行後、就労準備支援事業実施自治体においては就労準備支援事業により、非実施自治体においては自立相談支援事業の就労支援員により、同様の支援が提供されていくものと想定している。
- また、生活保護受給者等就労自立促進事業については、基本的に、同一の受給者が就労準備支援事業を同時に利用することは想定していない。

【就労準備支援事業】

問 105 法施行を見据えた場合、都道府県の管内全域で就労準備支援を推進する必要があると考えるが、都道府県が実施主体となる場合、管内全域を実施地域として取り組むことは可能か。

(答)

- 就労準備支援事業等の任意事業については、都道府県が、管内全域を対象に実施することが可能である。

問 106 現在示されている就労支援関係の二つのガイドラインの位置づけ如何。

(答)

- 「中間的就労のモデル事業実施に関するガイドライン」「就労準備支援事業のモデル事業実施に関するガイドライン」は、いずれもモデル事業を実施するに当たって求められる点や留意事項を記載したものである。
- これらについては、モデル事業の実施状況を踏まえ、必要な見直しを行い、法施行後における事業運営のガイドラインとして、可能な限り早期に自治体にお示ししたいと考えている。

問 107 ガイドラインでは、就労準備支援担当者の業務として、「仕事探し、仕事開発」、「就労活動の指導」が挙げられているが、職業安定法に抵触しない範囲はどこまでか。例えば、本人に代って雇用先への採用条件の確認、採用面接の日程調整などは職業紹介行為に抵触すると解するがいかがか。

(答)

- 職業紹介を事業として行うこととは、一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に遂行することをいう。
- 職業紹介が事業として行われているか否かについては、一般的な社会通念にも即して個別のケースごとに判断されるものであり、一概にお答えすることは困難であるが、長期離職者やニート・引きこもりなどの方々についてニーズに応じた職業紹介が必要であることを考えれば、いずれにせよ地方自治体として職業安定法に基づく届出を行うことが望ましいと考えている。

(参考) 職業安定法(昭和22年法律第141号)

(地方公共団体の行う無料職業紹介事業)

第33条の4 地方公共団体は、当該地方公共団体の区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策その他当該区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務として無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、厚生労働大臣に届け出て、当該無料の職業紹介事業を行うことができる。

2 (略)

問 108 合宿型で就労準備支援事業を実施する場合、宿泊場所等の経費が掛かるため、大人数での実施は難しい。合宿型で実施する場合は、実施規模を 15 名以下でも可能としていただきたい。

(答)

- 就労準備支援事業の実施定員については、モデル事業の実施状況を踏まえ、引き続き検討を行う。
- なお、モデル事業において、就労準備支援事業を合宿型のみで実施する場合は、利用者が 15 名以下でも差し支えない。

問 109 就労支援のための合同面接会や合同説明会などのイベントの開催や、就労支援のためのキャリアカウンセラーの配置など、自治体における既存の就労支援の取組について国庫補助の対象となるか。また、就労準備支援事業の対象とならない場合、他の法定事業の対象となるか。

(答)

- 例示されている「就労支援のための合同説明会」等がモデル事業や新制度として実施可能かどうかについては、その詳細を確認した上で、個別具体的に判断するほかないが、基本的には、新制度は生活困窮者に対する支援を実施するものであり、一般雇用施策として実施している自治体の既存の就労支援を代替するものではないと考えている。

問 110 日払いの仕事の相談が多いが、情報提供することは可能か。(ハローワークでは難しい。)

(答)

- 地方自治体として、無料の職業紹介事業を行うのであれば、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）に基づき届出をする必要がある。

問 111 就労準備支援モデル事業での支援対象者のうち、生活保護受給者や一定以上の所得がある方等が、法施行後に収入要件等により支援対象でなくなった場合、例外的に支援を継続する等の措置は講じられるのか。

(答)

- 平成 27 年 4 月 1 日において、モデル事業の利用者に対する支援が打ち切られるといった事態ができる限り生じることのないよう、適切な方法を検討していきたい。

問 112 就労準備支援事業と非雇用型の就労訓練事業の対象者が同じように見受けられるため、どちらの事業につなげばよいか判断に苦慮する。就労準備支援事業、非雇用型の就労訓練事業、雇用型の就労訓練事業という流れになるのか。

(答)

- 就労準備支援事業は「生活リズムが崩れている、他者とのコミュニケーションをとることが難しい等の理由により、直ちに一般就労に就くことが困難な者」を対象とし、就労訓練事業は「生活リズムは整っており、他者とのコミュニケーションも一定程度可能だが、一般就労を前に柔軟な働き方を認める必要がある者」を対象に実施することを想定している。
- 生活困窮者がどちらの事業を利用するかは、本人の意向を踏まえつつ、自立相談支援事業において行うアセスメントの結果に基づき、個別具体的に判断されたい。
- なお、ご指摘の「流れ」については、就労準備支援事業を利用後に就労訓練事業を利用するパターン、就労準備支援事業の利用を経ずに就労訓練事業を利用するパターンなど、本人の状態に応じて様々なパターンが考えられる。

問 113 中間的就労や就労準備支援の期間中において、何らかの手当の支給などを考えているか。また、自治体から就労準備支援事業を受託した者が手当を支給した場合、国庫補助の対象となるか。

(答)

- 何らかの手当の支給を行うことは現時点では考えていない。

問 114 就労準備支援事業においては有期の支援が想定されているが、就労に至らないケースについての延長は可能か。また、同一人物への再支援は可能か。

(答)

- 就労準備支援事業については、一定の支援期間を定める（モデル事業においては最長で1年の利用期間を設定）こととしており、当該期間を経過し、就労準備支援事業による支援を終了した場合は、本人の状況に応じ、一般就労や就労訓練事業などにつなげることになる（延長は考えていない）。
- また、基本的に、就労準備支援事業を利用した者が、再度、当該事業を利用することは想定していないが、当該事業を利用した者が、その後、就職したのち離職に至る等により、再度、当該事業による支援が必要と自立相談支援事業において判断される場合には、再度利用することは可能と考えている。
- いずれにせよ、法に基づく事業の詳細は、モデル事業の実施状況を踏まえつつ、今後更に検討を行うこととしている。

問 115 就労準備支援事業の支援の実施期間は最長で1年となっているが、対象者の状況に応じて短縮は可能か。

(答)

- 必要な能力を身につけた利用者については、支援期間にとらわれることなく、より早期に一般就労につなげていくことが重要である。
- いずれにせよ、法に基づく事業の詳細は、モデル事業の実施状況を踏まえつつ、今後更に検討を行うこととしている。

問 116 就労準備支援事業については、住民税非課税相当額以下の収入状況であることが支援を受ける条件になるとのことであるが、支援の現場では対象者を区別することはできないと考えるが如何か。

(答)

- 就労準備支援事業の利用者については、法律上、収入・資産に関する要件を定めることとなっている。
- この要件に該当しない方については、例えば、自立相談支援機関の就労支援員が対応する、就労訓練事業や地域若者サポートステーション、NPOなどの民間事業者の自主事業として行われている事業などにつなぐなど、適切な支援を行っていただきたい。

問 117 障害者については、障害者総合支援法による就労支援と新法による就労支援のどちらを優先するのか。

(答)

- 就労準備支援を必要とする障害者については、障害特性を踏まえた専門的な支援を行う観点から、第一義的には障害者総合支援法上の就労移行支援事業、就労継続支援事業等を利用することが適当であるが、自立相談支援事業におけるアセスメント及び自立支援計画の作成のプロセスのなかで、就労準備支援事業による支援が適当であると判断し、本人が就労準備支援事業の利用を希望し、障害者就労支援施策を利用していない場合には、就労準備支援事業の利用を妨げるものではない。

問 118 就労準備支援事業の利用に際し、本人に支援を受けることの同意や資産・収入の状況に関する申告をいただくこととなるが、何らかの理由でこれら
が得られない場合、地域若者サポートステーションに引き継ぐことは可能
か。

(答)

- 支援を受けることについて同意が得られない、資産や収入について申告が
得られない等の場合については、アセスメントの過程で粘り強く信頼関係を
構築するよう努め、本人に同意や申告をいただいた上で支援を行うことが基
本である。
- なお、どうしても同意や申告が得られず、就労準備支援事業を利用して
いただくことができない場合を含め、自立相談支援事業の就労支援員が引き続
き対応することや地域若者サポートステーションに依頼することはあり得る
と考えられる。

問 119 就労準備支援事業において就労体験中の利用者が災害を被った場合の
補償についてどのように考えているか。また、利用者が就労体験中に受入先
の協力事業所に損害を与えた場合の取扱いについてはどのように考えて
いるか。

(答)

- 就労準備支援事業を安心して利用することができるよう、就労体験中に利
用者が被った災害については必要な補償を行うべき旨をガイドラインに記載
しているところ。
- 補償のための保険加入に要する費用については、就労準備支援事業費の中
で対応することなどを検討している。
- また、利用者が、就労体験中に受入先の協力事業所に損害を与えた場合の
取扱いについては、他制度の例も参考に、就労準備支援事業者に一律に補償
を求めることはしない方向で検討している。

問 120 生活保護受給者向けに同様の事業を実施している場合、自治体の判断により就労準備支援事業と統合すること等について厚労省の考え如何。また、関係する各種補助金制度の整理統廃合に関する方針と、補助制度変更の詳細を自治体に告知するスケジュール見込如何。

(答)

- 就労準備支援事業と生活保護受給者向けの同様の事業を実施している場合は、一体的に事業が実施できるよう、運用の詳細を検討していきたい。
- 生活保護受給者向けの事業を含め、関係するセーフティネット支援対策等事業費補助金や緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）の事業を、平成 27 年度予算要求に向け、整理等の検討を行っている段階であり、現時点でお答えすることは困難であるが、自治体における予算編成に支障が生じないように、できる限り前広な情報提供に努めてまいりたい。

問 121 就労意欲の喚起を行う段階では、訪問による個別の対応が効果的であると考えるが、就労準備支援事業において訪問支援を行うことは可能か。

(答)

- 就労準備支援事業において訪問支援を行うことは可能である。
- なお、訪問支援が必要な者については、一般論として、就労が可能となるまでかなりの時間がかかると考えられる。就労準備支援事業の利用期間（1 年）内に一般就労への移行が困難と考えられる場合は、同事業の利用の前に、自立相談支援事業において訪問支援を行うことを検討すると良いと考えられる。

問 122 市と県が共同で就労準備支援事業を実施することは可能か。また、共同で実施する場合の費用負担はどのように考えれば良いか。

(答)

- 複数の自治体が共同で就労準備支援事業を実施することは可能である。
- また、費用負担については、各自治体の人口規模や実際の利用者の数等に応じて按分することなどが考えられる。

【一時生活支援事業】

問 123 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（「ホームレス自立支援法」）との関係の整理について、現在の検討状況如何（基本方針、支援対象者等）。

（答）

- 新法とホームレス自立支援法とでは、前者は路上等で生活しているホームレスのみならず、広く居住の不安を抱えている層も対象となり得、これに対し包括的な支援を行うもの、後者は路上等に固定・定着化している層（主に高齢層）に対して効果的な支援が期待されるものである。
- 一方で、新法による支援の内容には、現在、ホームレス対策として実施しているものと相互に重複するものが含まれており、特に、ホームレス緊急一時宿泊事業の新制度（一時生活支援事業）への円滑な移行及び新制度施行後のホームレス自立支援センターのあり方について検討を行っている。
- この整理に当たっては、現場での支援の実態を十分に踏まえた上で、その方向性を見定めることが重要であると考えている。このため、平成 25 年度において、各自治体における現在の運用実態を把握するため、有識者の意見も伺いながら、実地ヒアリングやアンケート調査を実施したところである（本調査結果については近く報告書としてまとめられ、実施シンクタンク（エムアールアイ・リサーチアソシエーツ（株））のホームページにて公表の予定）。このような成果も活用しながら、引き続き両者の整理に向けて検討を行う予定であるが、支援の現場で混乱が生じないように、各自治体とも十分ご相談しながら進めていきたいと考えている。
- なお、両者の整理に伴い、ホームレス基本方針（告示）の改正を予定しているが、新法の具体的な事業内容を定める政省令の内容を十分に見きわめる必要があるため、来年度の政省令の公布と合わせて、改正を行うことを検討している（具体的な改正内容や時期については、おって情報提供したい）。

問 124 現在、ホームレス対策として実施している各事業と新法との整理について検討状況如何。

(答)

- 現在、「絆」再生事業の中で実施している種々のホームレス対策事業については、新法の支援内容と相互に重複しているものも含まれているため、両者の整理について検討を行っているところである。
- このうち、ホームレス緊急一時宿泊事業については、新法施行に伴い一時生活支援事業への移行を予定しており、このほかホームレス巡回相談事業やホームレス自立支援センター等の事業についても、新法の事業として行う方向で検討しているところである。

この場合、一時生活支援事業の経費は衣食住を対象とするものであり、相談員の配置に係るものは含まれておらず、自立相談支援機関の相談員が必要に応じて支援を実施することになる。

なお、ホームレス自立支援センターにおける衣食住の提供を一時生活支援事業に位置付ける場合には、支援の実施期間については原則3ヶ月間としながらも、個々人のアセスメントの状況により6ヶ月間まで延長可能とする方向で検討中である。

問 125 現在、ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業の中で実施している巡回相談指導等事業についても、「生活困窮者一時生活支援事業」の一事業として実施されると理解してよろしいか。

また、その場合の市で嘱託職員を採用している場合の経費についても、生活困窮者自立支援法第9条に規定される額が国から負担されると理解してよろしいか。

(答)

- ホームレス巡回相談事業については、新法の一時的な生活支援事業ではなく自立相談支援事業として行うものとして整理する方向で検討している。
- このため、ご質問の場合の経費については、自立相談支援事業の相談支援員として位置付けた場合には、本事業に要する経費として支出が可能であり、国庫負担割合は3/4となる。

問 126 一時生活支援事業で提供されるものの中に、医療は含まれないと考えてよいか。その場合、受診が必要となった時に、本人に手持ち金がなければ、生活保護を申請することとなるか。

(答)

- 一時生活支援事業には、医療の給付は含まれない。
- 事業の利用開始後、利用者が国民健康保険等の医療保険制度に加入しておらず、かつ、経済的に余裕がない場合に医療機関を受診する必要が生じた際には、お見込みのとおり、必要に応じて生活保護を申請することになる。

問 127 医療扶助単給を受給している者は、一時生活支援事業を利用できるのか。

(答)

- ご質問は、一時生活支援事業の利用中に、医療機関への通院が必要となるケースについてのものであるが、こうした場合、利用施設からの退去が余儀なくされるといった事態が生じない方策について検討してまいりたい。
- なお、現在の運用上、一部自治体ではホームレス自立支援センターと無料低額診療所とが連携しており、このような運用も参考に検討してまいりたい。

問 128 一時生活支援事業について、ドミトリー等の簡易宿泊所を活用し、県において全域を対象に実施することは可能か。また、その場合、市の利用者については、市に対し費用負担を求めてもよいか。また、一時生活支援事業においても、支援員等の配置は必須か。

(答)

- 一時生活支援事業の実施主体は、福祉事務所を設置している市区町村となるが、都道府県内全域を対象として事業を実施する場合には、市区町村と都道府県とが協定を締結する等により共同で事業を実施すること等は可能である。この場合、各市区町村が一定の費用負担を行うことも想定され、その費用按分については、各自治体において調整いただきたいと考えている。
- なお、一時生活支援事業の支援内容は衣食住の提供であり、相談員による支援は含まれてない。

問 129 一時生活支援事業については、モデル事業においても実施要領等が定められていないが、現状、職員の配置、支援の実施期間等検討されている内容はどうか。

また、委託する場合にあっては、委託費の積算としてはどういったものが対象になるか。

(答)

- 一時生活支援事業は、ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）と同様、衣食住の提供を支援内容として想定している。また、支援の実施期間としては、原則3ヶ月間としながらも、個々人のアセスメントの状況により6ヶ月間まで延長可能とする方向で検討中である。
なお、職員配置に係る費用については、一時生活支援事業には含まれておらず、自立相談支援機関の相談員が必要に応じて支援を実施することを検討している
- なお、本事業を委託する場合の取扱いについては、各自治体で地域の実情を踏まえた効果的な支援が実施できるよう、検討中である。

問 130 25 年度に社会福祉推進事業を活用して実施したホームレス自立支援センター等の実態調査（ヒアリング調査等）の結果は、いつまとまるのか。

（答）

- ホームレス緊急一時宿泊事業及びホームレス自立支援センターの運用実態については、新法の円滑な施行の観点から、平成 25 年度社会福祉推進事業により、シンクタンク（エムアールアイ・リサーチアソシエーツ（株））が実地ヒアリング等を行ったところである。本調査結果については、その後、有識者で構成された検討委員会を通じて、新法施行後の課題等の分析が行われたところである。

本事業の成果物については、近く報告書としてまとめられる予定であり、シンクタンクのホームページにおいて公表される予定である。

【家計相談支援事業】

問 131 家計相談支援事業の具体的な対象者はどのような者か。一定の所得があっても多重債務者であれば対象となるのか。

(答)

- 生活困窮者自立支援法の各事業における対象者は、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(法第2条第1項)である。
- その上で、相談事業の性格上、所得・資産に関する具体的な要件を設けるものではなく、家計相談支援事業は、家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う事業であり、事業の必要性のある者については、多重債務のある者であっても、サービスの利用はあり得るものである。
- なお、多重債務者への対応については、各自治体における多重債務担当部署(消費生活センター等)との連携が大変重要であるので、地域におけるネットワーク体制をよくご検討いただきたい。

問 132 家計相談支援事業の支援期間はどれぐらいを想定すればよいのか。支援の終了に当たっては、今後2～3年程度の家計の見通しをもつことができるかが目安となっているが、具体的にどのような見通しをいうのか。

(答)

- 家計相談支援事業は、
 - ① 家計の状況を見える化することにより、相談者自身が課題を見えるようにし、
 - ② 相談者ととも、家計支援計画を作成し、必要な支援の調整を行い、
 - ③ 相談者が自ら家計管理を続けていけるよう、家計の状況をモニタリングし、家計管理の支援を行うものである。
- このような家計管理の支援は、相談者の状況によっても様々であるが、1年間を基本として実施することとしている。
- このうち、支援の見通しについては、相談者のライフイベントも見据えて家計相談支援計画を作成することが必要であり、2～3年程度の間、収支のバランスが崩れないよう見通しが立てられるようになることが重要であると考えている。

問 133 家計相談支援事業には、税金や社会保険などを滞納している者も想定されるが、これらは、それぞれの債権者である各所管部局が対応するべきと考えられるがいかがか。

(答)

- 滞納処理や督促といった業務は各所管部局でそれぞれ対応するものである。
- 一方で、滞納者が支払えるようになるためには家計に関する支援を行うことが必要な場合がある。これを専門的・効果的に行うには、家計相談支援が有効であり、必要に応じて、各所管部局と調整を図りながら対応することが重要である。

問 134 家計相談支援事業を利用していた者が生活保護受給に至った場合に、引き続き支援を提供することが効果的と考えるがいかがか。

(答)

- 法は、生活保護に至る手前の段階にある生活困窮者を対象とするものであり、家計相談支援事業においても、生活保護受給者は支援の対象にならない。
- 生活保護受給者については、生活保護法に基づく事業により支援を行うこととなるが、一つの事業者が、法に基づく事業と、生活保護法に基づく事業の双方の事業の委託を受けることにより、生活保護受給段階を含め、切れ目のない支援を行うことが可能と考えている。

問 135 社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」との関係如何。また、家計相談支援事業においても契約行為が必要となるか。

(答)

- 家計相談支援事業については、生活困窮世帯の家計収支全体を見渡した上で、家計管理指導や公的給付等の利用支援などを通じ、家計の視点から自立を支援することを目的とするものである。
- 一方、日常生活自立支援事業については、認知症高齢者等判断能力が不十分な者を対象に、福祉サービスの利用援助及びこれに伴う日常的金銭管理等の支援を行うものである。
- よって、これらの事業は、基本的には、対象者、事業の目的が異なるものであるが、判断能力が不十分であって、日常生活自立支援事業の利用が可能な生活困窮者については、両事業が連携して対応することが必要なケースも想定されることから、制度施行に向け、両事業の連携の在り方について検討していきたい。
- なお、家計相談支援事業の利用については、利用者と事業者との間の合意を基に行われることとなるが、その様式等については、今後検討していきたい。

問 136 地域の社会資源として社会福祉協議会が重要と思うが、全社協等の動きや、国からの働きかけなどはどのようになっているのか。

(答)

- 全国社会福祉協議会においては、一昨年 10 月に「社協・生活支援活動強化方針」を策定し、生活困窮者の支援を重要・重点に取り組むこととしている。また、全国社会福祉施設経営者協議会においては、中間的就労の推進について社会福祉法人への呼びかけなど協力を頂いている。
- 今後とも、各地域において社会福祉協議会その他の民間団体が制度実施に際して適切な役割を担うよう、関係する全国組織とも協力・連携してまいりたい。

問 137 貸付のあっせんを行うこととされているが、総合支援資金等の活用について、社会福祉協議会とはどのような協議が行われているか。

(答)

- 全国社会福祉協議会を通じ、一部の都道府県社会福祉協議会とは意見交換を行っているところであり、今後、こうした意見を踏まえつつ、平成 26 年度中に法施行段階における生活福祉資金の在り方について検討することとしている。

問 138 家計相談支援モデル事業を実効性ある取組とするためには、生活福祉資金貸付事業との連携を進めるべきであると考えますが、事業実施地域における生活福祉資金貸付の貸付要件に、家計相談支援モデル事業における家計支援計画の策定及びその他の支援を受けることを条件とすることは可能か。

(答)

- モデル事業において、家計相談支援事業を受けること等を生活福祉資金の貸付要件として明確に位置付けることは現状、困難である。
- しかしながら、貸付に併せて家計相談支援を行うことは効果的と考えられ、家計相談支援モデル事業を行う自治体におかれては、生活福祉資金の貸付にあたって、できるだけ家計相談支援を受けて頂けるよう、事業内容や事業効果を十分に周知されたい。
- なお、制度施行に向け、モデル事業の成果等も踏まえつつ、家計相談支援と生活福祉資金貸付の関係性を整理することとしている。

問 139 家計相談支援事業において使用する共通様式（家計表や家計支援計画）は配布されるのか。

（答）

- 今回取りまとめられた平成 25 年度調査研究事業「家計相談支援事業の運営の手引き」において、最低限取り組んでいただきたい事項にかかる様式・帳票等については、参考資料として公表される予定であり、当方においても自治体宛に「最新情報」等にて提供したところである。

※ 当該様式については、手引きとともに、平成 26 年度社会福祉推進事業において、秋頃までに修正し、お示しする予定。

（例）参考様式で添付する予定の様式

- ・ 相談受付票
- ・ 事業所が行うアセスメントシート、家計支援計画票
- ・ 家計表、家計計画表
- ・ キャッシュフロー表 等

この参考様式をご参照いただきつつ、地域の実情に応じて、帳票の追加や、様式のブラッシュアップなど、適宜対応していただきたい。

【学習支援に関する事業】

問 140 生活保護受給者の子どもに対する支援についても国庫補助率は1/2となるのか。また、生活保護受給世帯の子どもに対し、学習支援と一体的に行う、日常・社会生活支援、相談支援等の社会的居場所づくり支援も「学習の援助を行う事業」に含まれるか。

(答)

- 生活保護受給者は、原則法の対象外であるが、生活保護世帯を含む子どもの学習支援事業は、法の対象とすることとしており、国庫補助率は1/2となる。
今般、これまで予算事業で行っていた子どもに対する学習支援を法律に位置づけ、恒久的に財源が確保されることとなったものであり、御理解いただきたい。
- なお、具体的な事業の内容については、地域の実情を踏まえ設定していただくこととなるが、現時点においては、日常・社会生活支援、相談支援等の社会的居場所づくり支援等も「学習の援助を行う事業」に含まれると考えている。

問 141 生活困窮者自立支援法における子どもの学習支援事業を、「子どもの健全育成支援事業」の枠組みのまま、生活保護世帯の子どもに限定して実施することは可能か。

(答)

- 本法における子どもの学習支援事業は、いわゆる「貧困の連鎖」を防止するため、これまでの生活保護家庭から対象を拡大し、生活困窮家庭及び生活保護家庭の子どもを対象としたものであり、その趣旨を御理解の上、御対応いただきたい。

問 142 子どもの学習支援事業実施に当たっての支援決定、プラン作成、支援調整会議の取扱如何。また、対象者となる子どもの友人についてはどうか。

(答)

- 子どもの学習支援事業は、生活困窮者の自立の促進に必要な事業の一つとして実施されるものであり、地域の実情に応じ柔軟に取り組んでいただくものであることから、自治体による支援決定は必要としないこととしている。
- プランについては、通常、対象者（親）のプランの中において、子どもが学習支援事業を利用することが盛り込まれることを想定しており、そのプランは支援調整会議の了承を経て確定されることになる。
- なお、自立相談支援事業を通さず、生活保護のケースワーカーや、学校その他施設からの情報提供によりつながった子ども等が学習支援事業を利用する場合については、プランの作成、支援調整会議は必要としない。
- また、友人については、生活困窮家庭又は生活保護家庭の子どもであれば本事業の対象となり、支援決定等の取り扱いについては、対象者の子どもと同様である。

問 143 子どもの学習支援を実施するに当たり、教育委員会・学校・地域の塾との調整は必要か。

(答)

- 子どもの学習支援の実施に当たっては、教育委員会や学校等との連携体制の構築が、より効果的な実施につながると考えられ、各地域の実情に合わせ、必要に応じ、調整していただきたいと考えている。

問 144 学習支援の実施に当たっては、教員OBやボランティア団体など、法人格を持たない者の活用が必要であり、委託する場合に法人格を有することを条件とするのは実態にそぐわないのではないか。

(答)

- 子どもの学習支援事業については、各実施主体において、地域の実情を踏まえ事業を実施していただくこととしているものであり、委託先の要件等については、法人格の設定の有無も含め今後検討していきたい。
- なお、いずれにせよ、各自治体において、本法の理念に沿った事業実施が可能であるか、事業の継続性が担保できるか、事業実施の責任の所在が明確かななどを十分考慮し、委託先として適当か判断いただきたい。

問 145 経済的に困窮している世帯に対して塾代等を貸し付ける事業は、「学習の援助を行う事業」に含まれるか。

(答)

- 塾代等を貸し付ける事業は、現在のところ、子どもの学習支援事業として想定していない。

問 146 学習支援事業の実施方法について、塾代のクーポン制（一部助成）による実施は可能か。

（答）

- 現在、生活保護受給世帯の中学生に対する高校進学に向けた学習支援や、高校生に対する中退防止のための相談などが様々な形で行われているが、塾代のクーポン制といった個人に学習費用を支給するような事業は国事業としては行われていない。
- 新制度においても、金銭給付よりも人的支援を基本とすることとしており、また、学習支援事業は、単に勉強を教えることにとどまらず、居場所の提供や生活相談などが重要であるとの指摘もなされている。
- このため、御指摘のように塾代をクーポン化して支給する方法については、こうした制度の基本的な考え方も踏まえ、慎重に検討することが必要であると考えている。

問 147 生活保護受給者の子どもを新法の対象とする考え方について見解をお示しいただきたい。

（答）

- 基本的には、法は最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者を、生活保護法は要保護者を対象としている。
- ただし、生活保護世帯の子どもについては、現に「貧困の連鎖」が生じている中で、将来独立した際に最低限度の生活を維持できなくなるおそれがあると考えられること等から、子どもに対する学習支援については、法の対象に含まれると解されるものである。

問 148 新法における子どもの学習支援事業と「子ども・子育て支援新制度」による事業との関連や考え方等について、具体的に示されるのか。

（答）

- 新法における子どもの学習支援事業は、「貧困の連鎖」を防止する観点から、生活困窮家庭の子どもへの学習支援や居場所づくり、学習の重要性についての保護者の理解の促進等の支援を行うものである。
- 一方、いわゆる「子ども・子育て支援新制度」は、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実等を行い、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものである。
- このため、両制度は制度趣旨等によりすみ分けされているものであるが、地域において連携すべき点があると考えられ、今後必要に応じて具体的なあり方を検討していきたい。

問 149 子どもの学習支援事業を実施するにあたり、母子保健、児童福祉、教育、生活保護、障害福祉等、自治体内の多岐にわたる部局との連携・調整が必要と考えられる。その具体的な事例や、先進的な取り組み例をお示しいただきたい。

(答)

- 子どもの学習支援事業について、平成 25 年度社会福祉推進事業「子ども・若者の貧困防止に関する事業の実施・運営に関する調査・研究事業報告書」において、参考となる事例を掲載しているので、参照いただきたい。

なお、平成 27 年度の施行に向け、事業の実施に参考となるよう、事例集を作成する予定である。

【就労訓練事業の認定等】

問 150 就労訓練事業者に対する優遇措置や立ち上げ時の支援について、国において想定しているものがあれば具体的にお示し頂きたい。

(答)

- 就労訓練事業者に対して公費による恒常的な補助は想定していないが、事業を開始するに当たって必要な経費や、経営に当たってのノウハウの提供等を行うこととしている。
- また、税制優遇や公共発注における優先的な取り扱い等についても検討中である。

問 151 就労訓練事業の認定事務について、指定都市及び中核市においては、指定都市等が処理するものと解してよいか。また、認定事務を指定都市等が担う場合、市外にまたがり事業を実施する者に対する認定事務の実施主体はどこか。

(答)

- 就労訓練事業の認定事務については、大都市特例の対象とし、指定都市及び中核市においても処理することとしている。
- 認定事務を指定都市等が行う場合、当該指定都市等の区域に存在する就労訓練事業所については、当該指定都市等外にまたがる活動を行う場合であっても、当該指定都市等が認定を行うことを考えている。

問 152 非雇用型の場合、対象者の交通費、労災保険に代わる保険の保険料など、対象者の受入に伴う最低限の費用は、公費により補助するべきではないか。

(答)

- 就労訓練事業は民間の自主的な取組との位置づけであるため、公費による恒常的な補助は想定していないが、事業を開始するに当たって必要な経費や、経営に当たってのノウハウの提供等を行うこととしている。
- また、税制優遇や公共発注における優先的な取り扱い等についても検討中である。

問 153 就労訓練事業の認定に必要な、人件費、消耗品、旅費等の経費についてはすべて自治体が負担するのか。

(答)

- 御質問の経費は自治体において負担いただくものであり、平成 27 年度予算編成過程において地方交付税での対応を要望してまいりたい。

問 154 就労訓練事業の認定の権限が、特例市や一般市に与えられていない理由があれば教示願いたい。

(答)

- 中核市までを対象としたのは、
 - ・ 生活保護や母子寡婦等の「福祉に関する事務」については、一般的に、中核市にまで委譲されていること、
 - ・ 特に、障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）の就労継続支援は、一般就労が困難な者を対象として訓練等を提供する点で就労訓練事業の内容と類似しているところ、就労継続支援事業を行う事業所の指定についても、中核市にまで権限が委譲されていること、を踏まえると、現在の業務ノウハウを活用して、事業の認定を行うことが可能と考えられるからである。
- また、中核市は、規模能力で比較的大きな都市であり、その区域で一定の生活圈や経済圏を構成しているため、就労訓練事業の担い手となる事業者の活動圏域とも一致することが多いと考えられる。こうした観点からも、認定事業の主体としては中核市以上とすることが適切であると考えている。

問 155 認定のための体制を整備する必要があるが、認定基準はいつごろ示されるか。

(答)

- 認定基準については、モデル事業の実施状況を踏まえ、今年度中にも素案を示し、順次改定していくこととしている。

問 156 就労訓練事業の認定基準については、厚生労働省令で規定される内容に従い、各地方自治体が条例で定めることとなるのか。

(答)

- 就労訓練事業の認定基準については全国一律の基準として厚生労働省令で定めることとしており、厚生労働省令の内容を参考に各地方自治体が条例で定めることは想定していない。

問 157 自立相談支援事業による就労訓練事業のあっせんと職業安定法に基づく無料職業紹介に関する手続との関係をどのように考えているか。また、無料職業紹介を実施するに当たっては、地方自治体は届出を行えば足りるのに対し、民間事業者は許可が必要であり、実施主体によって必要な手続も異なるが、委託により自立相談支援事業を実施する場合は、どちらが手続を行うべきか。

(答)

- 就労訓練事業のあっせんと職業安定法に基づく無料職業紹介に関する手続との関係については、整理の上、夏頃までにお示しする。

問 158 認定就労訓練事業は第二種社会福祉事業に該当するため、社会福祉法上の届出と新法に基づく認定の2つが必要となるが、その手続きの詳細は示されるか。

(答)

- 第二種社会福祉事業に係る届出や就労訓練事業の認定に係る事務の詳細については、今後お示ししていきたい。

問 159 法に基づく各事業の委託の要件として、法人格を規定することだが、就労訓練事業には、個人事業者も認定できるようにしていただきたい。

(答)

- 就労訓練事業者については、経営の安定性が求められるため、法人格を有することを認定の要件とする方向で検討している。

問 160 法制化後の就労訓練事業の認定基準において、最低賃金を下回る賃金での就労形態等についてはどう取り扱う予定か。

(答)

- モデル事業における取り扱いについては、「中間的就労のモデル事業実施に関するガイドライン」を参照いただきたい。

問 161 就労訓練事業の認定について、行政による調査の権限や認定取消の権限は付与されるか。

(答)

- 法第15条第2項に基づき報告を求めることができることとしており、また、法第10条第3項には認定の取り消しについて規定している。

問 162 認定に当たり、書面審査のみでなく、現地調査を行う権限が与えられるべきと考えるがいかがか。特に、認定の取消については、書面や利用者等からの情報だけを根拠に決定することには不安がある。

(答)

- 法においては、立入検査権限までは規定されていないことから、報告徴収によって得られる情報の範囲内で認定取消の要否を判断することとなる。
- なお、認定取消の典型例として、認定就労訓練事業者が労働基準法違反を犯したケースが想定されるが、この場合は、労働基準法上の罪が確定した事実をもって認定取消が可能である。

問 163 支援の質が低い事業者や、ガイドラインを遵守しない事業者への対応が必要となるが、事業者の実態把握の方法や、事業者に対する指導等について、どのように考えているか。

また、一方で、好事例を広く周知することで、当該事業の促進が期待でき、事業者の質の向上にも繋がると思われるが、情報を共有する仕組みなどは考えているか。

(答)

- 都道府県知事等は、法の規定に基づき、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者に対し、その実施状況について報告を求め、事業の実施に問題があると認められる場合には行政指導を行うことが可能である。また、行政指導を行ったにもかかわらず、その問題が解消されず認定生活困窮者就労訓練事業が認定基準に適合しないと認められる場合は、認定の取消が可能である。
- 就労訓練事業の実施状況については、自立相談支援機関が定期的・継続的に行う利用者のアセスメントの中で把握することも可能であることから、都道府県等においては自立相談支援機関と密接な連携を図ることが求められる。
- また、好事例については、モデル事業実施期間中のものも含め広く提供してまいりたい。

問 164 就労訓練事業者と自立相談支援機関との間で、訓練の達成状況などを定期的に確認するに当たっての具体的な手法を示していただきたい。

(答)

- 自立相談支援機関が就労訓練事業者の協力の下、定期的・継続的に就労訓練事業の利用者の状態を確認することを想定しているが、その具体的な方法については、モデル事業の実施状況を踏まえ、引き続き検討を行う。

問 165 社会福祉事業の対象とはならない、利用者が9人以下の小規模な事業所に対する監査事務については、どのように取り扱うか。

(答)

- 小規模であるなどの理由により、社会福祉法上の社会福祉事業に該当しない事業については、同法第70条に基づく都道府県知事の調査の対象とならないが、認定生活困窮者就労訓練事業については、生活困窮者自立支援法第15条第2項に基づく報告徴収が可能である。

問 166 他の自治体に所在する就労訓練事業所を利用することはできるか。

(答)

- 可能であり、ある自治体での認定情報を他の自治体においてどのように共有できるか検討していきたい。

問 167 認定を受けずに中間的就労を行っている事業者へ、自立相談支援機関から対象者をつなぐことは可能か。また、その場合、当該事業者の質はどのように担保されるか。

(答)

- 認定外の事業者につなぐことは法の枠外の措置であり（法第2条第2項）、適当ではないと考えている。

問 168 中間的就労が進むと、雇成型で参加している企業は障害者の法定雇用率を達成しながら就労訓練事業も行っていくことになるが、法定雇用に算定する等の配慮も今後必要になると思われるがどうか。

(答)

- 現時点においては、障害者の法定雇用率について、生活困窮者を含めることは考えていない。

問 169 中間的就労のガイドラインにおいて、対象者の割合の考え方について、「概ね3割以上とすることが望ましい」となっているが、この数字の根拠如何。

(答)

- 「概ね3割以上」としたのは、社会的企業として中間的就労の対象者を一定割合受け入れることが必要であるとの考えによるもの。社会的企業の要件については、モデル事業の実施状況を踏まえつつ、引き続き検討を行う。

問 170 中間的就労のガイドラインにおいて、就労支援担当者の配置について「支援スタッフとは別」としつつも、「兼務も可」となっているが、どのように考えればよいか。

(答)

- 就労支援担当者については、支援スタッフとは異なる役割を果たすとの趣旨であるが、支援スタッフが就労支援担当者を兼務することは可能である。

問 171 ガイドラインでは、中間的就労の対象者について、ひきこもり、ニート等も含め幅広く捉えているが、法の定義と異なり、経済的に困窮している者以外も対象とする意向か。

(答)

- 法における「生活困窮者」とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」であり、モデル事業でも同様としつつ、ただし、生活保護受給者も含めて対応することとしている。
- その上で、モデル事業においては、生活困窮者について、何らかの判断基準を示すものではなく、対象者を幅広く受け付けていただいて差し支えない。

問 172 中間的就労を行う中で、必要に応じ就労準備的な取組（ボランティア活動、模擬面接等）を行うことは可能か。その場合、委託事業と認定事業の関係はどうなるか。

（答）

- 可能と考えている。就労準備支援事業と就労訓練事業における支援が一切重なってはいけないとは考えていない。

【生活困窮者自立促進支援モデル事業等】

問 173 基金の財源の範囲内で、国との協議を経ずに、都道府県の判断で、モデル事業の実施を希望する自治体に補助することはできるか。

(答)

- 緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）管理運営要領第2の（2）ア（ウ）において、生活困窮者自立促進支援モデル事業及び生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業の実施に当たっては、これらの事業開始前に、特別対策事業計画を策定し、あらかじめ厚生労働大臣に協議を行い、その承認を得なければならないこととしており、国との協議を経ずに、モデル事業を実施することはできない。

問 174 モデル事業や施行円滑化特別対策事業について、それぞれの基準額により難しい場合、基金の財源の範囲内で、国との協議を経ずに、都道府県の判断で、基準額を超えて補助することは可能か。

また、基金に基づく複数事業を実施する場合に、別の事業の財源の一部をこれらの事業に流用することは可能か。

(答)

- 前述のとおり、モデル事業及び施行円滑化特別対策事業については、これらの実施に係る特別対策事業計画について、あらかじめ厚生労働大臣に協議を行い、その承認を得なければならないこととしており、当該計画は、両事業の実施に係る事業費を含めて承認を行うものである。
- よって、国との協議を経ずに、両事業の基準額を超えることはできない。
- また、基金に基づき、複数事業を行う場合には、基準額を超えて、別の事業の財源の一部を流用することはできないが、基準額の範囲内であれば流用は可能である。

問 175 モデル事業を一括して受託した者が、一部の事業を他の者へ再委託することは可能か。

(答)

- 再委託自体は概ね事業費の2分の1を下回る範囲で可能であるが、事業単位で再委託を行うのであれば、実施主体である自治体が直接当該事業を行う事業者に対して委託することが適当である。

問 176 平成 26 年度に国が行うこととしている相談支援員等の養成研修の受講に係る旅費について、モデル事業又は施行円滑化特別対策事業の補助対象としてよいか。また、当該養成研修におけるテキスト代については、どうか。

(答)

- 相談支援員等の養成研修の受講に係る旅費については、両事業の補助対象として差し支えない。
- ただし、テキスト代については、テキストが受講者本人の所有物としての性質を有するものであることから、補助対象にはしていない。

問 177 ハローワークが保有する求人情報のオンライン提供の導入に当たって必要となる機器等の導入費用や回線使用料等について、モデル事業又は施行円滑化特別対策事業の補助対象となるのか。

(答)

- ハローワークが保有する求人情報のオンライン提供の導入に当たって必要となる費用については、直接的には職業紹介事業として必要となる費用であること等から、補助対象にはしていない。

問 178 モデル事業又は施行円滑化特別対策事業の実施に当たって、市の正規職員の人件費を対象経費として支弁して良いか。

(答)

- 正規職員の人件費については、地方交付税で措置されるものであり、これをさらに補助金の対象とした場合、公費の二重払いとなるおそれがあることから、対象経費として扱うことはできない。

問 179 自立相談支援モデル事業における相談支援員が、家計相談支援モデル事業の相談員を兼務することは可能か。

また、仮に兼務することが可能である場合、当該相談員に係る人件費を自立相談支援事業に計上して差し支えないか。

(答)

- 両事業は別事業であり、それぞれの事業に職員を配置することが基本と考えている。
- ただし、自治体においては、それぞれの対象者が少ない場合なども考えられるため、上記を基本としつつも兼務による支援を妨げるものではない。
この場合、補助金の取り扱いに当たっては、適切に分ける必要があると考えている。

問 180 平成 26 年度のモデル事業においては、自立相談支援事業においてプランの作成を受けた者はサポステによる支援を受けられないこととされているが、「自立相談支援モデル事業運営要領」においては、サポステを利用する場合はその旨をプランに記載することとされており、これらの整合性についてどのように考えれば良いか。

(答)

- 「平成 26 年度地域若者サポートステーション事業と生活困窮者自立支援モデル事業との関係について」(平成 26 年 4 月 1 日付け能形発 0401 第 4 号)にて記載されているとおり、生活困窮者モデル事業の枠組において、サポステ事業と同様の支援を受けることができない場合(当該生活困窮者モデル事業において、就労準備支援事業が実施されていない場合)等については、支援プランの作成を受けた者であっても、サポステ事業の利用は可能とされている。

引き続き、新制度と地域若者サポートステーションとの関係については、さらに議論を行ってまいりたい。

問 181 モデル事業の実施にあたり、現在ある課室を改修(仕切用パネルを組み立て床面に固定する)して面談室を設置する予定であるが、当該改修に係る経費は補助対象となるか。

(答)

- 需用費(修繕費)に該当すると判断できる支出であれば補助対象となる。
なお、例えば、修繕費が事業費のうち相当部分を占める場合など、事業の趣旨から逸脱するものは認められない場合があるためご留意願いたい。

問 182 就労準備支援モデル事業においては、生活保護受給者の利用も可能とされているが、事業の利用に当たり、自立相談支援機関でのアセスメント、支援プラン案の作成等の支援プロセスを経ることが必要か。

(答)

- 就労準備支援モデル事業の利用に当たっては、自立相談支援機関による一連の支援プロセス(プラン作成、支援調整会議等)、行政による支援決定を経ることが必要である。
- これらの取扱いは生活保護受給者についても基本的には同様であるが、生活保護受給者に対する支援は福祉事務所のケースワーカーが責任を負うものであることから、一義的には事業利用の必要性をケースワーカーが判断した上で、自立相談支援機関と必要な調整を行い、本モデル事業における一連のプロセスを行う必要がある。
- なお、この場合、福祉事務所が把握している当該受給者に関する情報等については、可能な限り自立相談支援機関と共有できるようにするなど、円滑な支援開始のため適切な連携を図っていただくようご留意願いたい。

問 183 施行円滑化特別対策事業において、生活困窮者の実態把握のための調査・研究事業を民間団体に委託して実施することは可能か。

(答)

- 可能である。

問 184 「就労訓練事業（中間的就労）の推進」モデル事業における経費の具体的な費目等を示していただきたい。

(答)

- 平成25年度におけるモデル事業の補助対象経費については、給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費）、使用料、賃貸料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託費、備品購入費（価格30万円以上の備品を除く）、負担金としている。
- 就労訓練事業の推進モデル事業においては、
 - ・ 担い手となる法人等への啓発・研修
 - ・ 地域における就労訓練事業に関する調査研究や協議会の開催
 - ・ 就労訓練事業者に対する立ち上げ支援等の事業に取り組むことができることとしており、これらの対象経費のうち必要な支出を検討されたい。

問 185 モデル事業において、中高生の進路相談や中退防止のための居場所づくり事業も補助対象となるか。

(答)

- 「生活困窮者自立促進支援モデル事業実施要領」第4の4の事業として、補助対象となり得るものと考えられるが、教育担当部局とも十分連携の上、事業内容を検討されたい。

問 186 「生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業」については、平成26年度にモデル事業を実施しない自治体も補助対象となるか。

(答)

- 「生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業」については、平成26年度にモデル事業を実施しない自治体についても補助対象とすることとしている。

問 187 補助対象経費に、行政職員の正規職員給料等は含まれないと理解しているが、モデル事業の補助対象経費である「給料」、「職員手当等」、「報酬」、「共済費」については、委託した場合の事業者の職員給料等と捉えてよいか。

(答)

- お見込みのとおり。

問 188 契約期間中に委託先 A と契約を解除し、1 ヶ月後に B と委託契約を行った。この場合、1 ヶ月間は委託先がない状態であるが、補助基準額（委託料）の減額基準をご教授いただきたい。

（答）

- モデル事業の補助協議にあたって、個別具体的な減額基準は定めていないが、補助基準額は 1 2 ヶ月の実施期間を想定して設定しているものであるため、実際の事業実施期間などを勘案して協議を行うこととしている。

問 189 現在はモデル事業という性格上、単年度契約により事業を実施しているが、平成 27 年度の本施行後は複数年契約は可能か。

（答）

- 予算が単年度主義であることから、単年度契約が基本になると考えている。

問 190 平成 26 年度で生活困窮者自立促進支援モデル事業を開始した自治体の委託率および委託先のデータをお示しいただきたい。

（答）

- 今後、モデル事業実施自治体を対象にアンケート調査等を実施させていただくこととしており、結果が出次第速やかに、自治体にお示ししたいと考えている。

問 191 支援対象者が他自治体に転出する場合、どのように支援を行うのか。

（答）

- 支援対象者が他自治体に転出する場合、当該支援対象者の抱える問題の解決状況に応じて、当該自治体の自立相談支援機関等につないだり、当該機関等について情報提供することとなる。
- プランにもとづく支援を行うなかで、支援対象者が当該事業を実施していない自治体に転出する場合には、支援により当該対象者が抱える問題が一定程度解決し、支援が終結した場合等であることが想定されるが、支援対象者の希望等により、やむを得ず、問題が解決しないまま転出することになった場合は、当該対象者が抱える問題に応じた相談機関につなぐ。
（なお、他の相談支援機関等に支援対象者に係る情報提供をする場合にあっては、支援対象者から同意を得ることが必要である。）